

鳥取市からの令和6年度 国・県への提案・要望への回答

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
1	マイナンバー制度に係る 財政支援について	マイナンバー制度は、国のデジタル社会の基盤と位置づけられていることから、国と地方が連携し、マイナンバーカードの普及や利活用等に係る更なる取組を円滑に推進するため、地方が行う取組に対し確実な財政支援をお願いしたい。	継続	マイナンバー制度は、デジタル社会実現のための国家的な社会基盤であることから、マイナンバー制度に係る広報をより充実させるとともに、地方が行うマイナンバーカードの利活用推進に係る取組への財政支援について、6月27日に国に対し要望を行ったほか、8月4日には全国知事会として河野デジタル大臣、柘植総務副大臣に対し、自治体への無理のない点検期限の設定、経費支援等について要請しました。 今後も、マイナンバー制度に係る自治体への財政支援を充実するよう、引き続き国に要望してまいります。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
2	感染症・物価高騰対策、 地域経済の再生など喫緊 の課題に取り組むための 財政需要に対する措置に ついて 《重点要望》	新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ移行し、コロナ禍からの復興・再生が本格化しようとするなか、物価高騰や円安に伴う、エネルギーや食料品などの価格上昇が続いており、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしている。 地方自治体が、引き続き切れ目のない感染症・物価高騰対策を進めつつ、喫緊の課題である、こども・子育て支援の強化やデジタル化の推進、疲弊した地域経済の再生などに取り組むためには、財源が大幅に不足することが見込まれる。 ついては、①地方創生臨時交付金の追加配分、②こども・子育て政策や地域経済対策経費の基準財政需要額算入などによる地方交付税配分額の増額など財政措置を講じていただくようお願いしたい。	継続	地方創生臨時交付金については、物価高騰等の影響により幅広い事業者や生活困窮者等が引き続き厳しい状況に立たされていることを踏まえ、今後も国として機動的に所要の措置を確実に講じるよう令和5年6月に内閣府へ要望を行いました。 また、今後も地方では、人口減少、少子高齢化、地域経済などへの対応に必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、こども・子育て支援施策に必要な財政措置を確実に実施するよう令和5年6月に総務省へ要望を行いました。 今後も国の動向を注視しつつ、全国知事会等と連携しながら国へ要望を行っていきます。	地域社会振興部 (市町村課)
3	インターネット上の人権 侵害の救済について	現在、インターネット上には、個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害、ヘイトスピーチ、同和地区の所在を示す情報など人権侵害となる情報が多数存在している。これら情報の削除はプロバイダの判断に委ねられており削除が進んでいない状況である。 被害者の迅速な救済のため、プロバイダが削除を行うにあたっての負担の軽減（賠償責任の免責）等も含めた実効性のある法制度の整備を早急に行っていただきたい。 その他の様々な人権侵害に対しても、迅速に人権救済を図ることができるよう、実効性のある総合的な人権救済制度の確立をお願いする。	継続	インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の迅速な救済に向けて、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称：プロバイダ責任制限法）の一部改正法が令和4年度に施行されました。 しかし、侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じるか否かについては、依然としてプロバイダ等に任されていることから、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に講じるよう従前より毎年度要望を行っており、今年度も7月7日に総務省及び法務省に対して要望を行いました。 また、障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別をはじめとする人権侵害への実効性のある人権救済制度の確立についても同様に要望しており、引き続き国に要望して行きます。	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
4	部落差別解消推進法の取組について	<p>部落差別の解消に向けて様々な市民啓発を行っているが、差別事象は後を絶たない。新型コロナウイルス感染症発生以降、生活様式の変化や社会的なつながりの希薄化など、人権課題は複合化、多様化している。社会情勢は大きく変化しており、これに対応した部落差別を解消するための教育や啓発をあらためて講じられたい。</p> <p>部落差別等の不適切な書き込みに対しネットモニタリングを実施しているが書込の数は膨大であり、より効果的・効率的な取組となるよう、例えばネット上の差別的書き込みを検索・発見する監視ツールの活用などに必要な財政措置を国にお願いしたい。</p>	継続	<p>デジタル社会の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷や差別表現の流布などの人権侵害、部落差別が生じています。このような社会情勢の変化に対応した部落差別を解消するためのラジオCM等による教育・啓発を行っていきます。</p> <p>また、インターネット上の部落差別等の不適切な書き込みをはじめとする様々な人権課題の解消に向け、国において、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財政措置等を行うよう昨年度全国知事会を通じて国に要望を行いました。今年度も引き続き行っていきます。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)
5	女性の職業生活における活躍の推進について	<p>改正育児・介護休業法が令和4年度から施行され、すべての企業に対して、子が生まれる全従業員への制度の説明と育休取得の意向確認が義務化された。</p> <p>また、令和5年4月からは今回の法改正の最後の施行として、常時雇用する労働者が1,000人を超える企業に、男性の育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務化されるなど、企業の努力が今後、一層求められている。</p> <p>厚生労働省の「令和3年度雇用均等基本調査」(2021調査)では、男性の育児休業取得率は13.97%(前年12.6%)となっているが、同年女性の取得率85.1%と比較するとまだまだ低いのが現状である。</p> <p>働く場における女性活躍を推進するとともに、男性の家事・育児の参加を促すため、企業への意識改革や働き方の見直しなど、企業に対する取組を引き続き、推進していただきたい。</p>	継続	<p>県では、経済団体、労働団体、市町村等参画の「女星活躍とっとり会議」において、女性活躍の推進や誰もが働きやすい環境づくりに向けた取組を推進しているところですが、今夏には、県の女性活躍推進計画を改訂し、育休女性のキャリア継続やリモートワーク等の新たな働き方の推進、男性の育休取得促進等に向けた取組をさらに推し進めていくこととしています。</p> <p>また、女性活躍企業推進員等による企業訪問の機会を捉え「働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント派遣制度」や男性従業員に育児参加休暇や子の看護休暇を取得させた事業所に奨励金を支給する「企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励制度」等の周知等を行っています。</p> <p>さらに、国に対して男性の育児・介護休業の取得促進等を含め、働く場における女性活躍を推進するための総合的な取組を進めるよう要望しており、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	地域社会振興部 (女性応援課)
6	子どもの貧困対策の充実について	<p>地域食堂(こども食堂)は、本市地域福祉計画における包括的支援体制構築づくりの一つとして、また、重層的支援体制整備事業における生活困窮者等のための地域づくりの拠点として位置付けていることから、こども食堂が安定的に継続実施されることが重要と考えている。そのための立上げ・運営経費等の財政的支援を今後もお願いしたい。</p>	継続	<p>こども食堂等の安定的な継続実施に資するため「子どもの居場所づくり事業」による新規立上経費や運営経費の補助を行うとともに、とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”を通じて、子どもの居場所の活動支援を行っているところです。今後も実態に即して必要な事業内容の見直しを行いながら、子どもの居場所に対する支援の継続を検討していきます。</p>	子ども家庭部 (子育て王国課)
7	隣保事業の相談支援機能の強化について	<p>隣保館は、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として高齢者、障がい者、生活困窮者など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組などを総合的に行うものとされており、地域共生社会の実現に向けた重要な支援機関である。</p> <p>隣保館が、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制づくりを進めるために、例えば相談支援体制の構築具合や相談件数の実績などに応じた補助制度の創設など、インセンティブ効果のある財政的支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>隣保館が地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点として重要な役割を担っていることは十分認識しており、これまでも、隣保館が地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりを推進するために、鳥取県隣保館相談支援機能強化事業において、アドバイザーの派遣などの支援を行っています。</p> <p>また、隣保館における相談事業については、国に対して実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や地方交付税措置など、必要な財源措置等を行うよう昨年度全国知事会を通じて国に要望を行いました。今年度も引き続き行っていきます。県としても隣保館相談支援機能強化事業がより効果的なものとなるよう検討していきたいと考えています。</p>	地域社会振興部 (人権・同和対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
8	広域避難に係る避難所運営について	広域避難により避難所を開設する場合、避難元の市町村と避難先の市町村により広域避難所を運営することとなっているが、本市の避難所運営に加え、広域避難所の開設・運営は箇所数が増加するため、人的不足が想定される。広域避難所開設時において運営について人的・物的支援をお願いしたい。	継続	大規模な災害により被災市町村から圏域外の市町村に広域避難を行う場合の基本的な考え方については、「中小規模の市町村圏域を超えた事前の広域避難に関する取組指針」として県内市町村に示しており、避難先市町村と避難元市町村が、住民の協力のもと避難所を運営するものとしているところです。 災害の規模によっては人的・物的資源が不足することが想定されるため、災害時は状況に応じて県及び県内市町村による支援を検討します。	危機管理部 (危機管理政策課)
9	将来を見据えた地方創生の推進について 《重点要望》	地方創生の推進に向け、雇用の充実・若者定住の促進、子育て・教育環境の整備等の取組を行っている。国と地方が一体となって地方創生の取組を深化・推進させるため、国としての共通課題に対する取組を強化し、地方が担う事務と責任に合った恒久的な財源を確保していただきたい。 また、地方の自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方財政計画における「デジタル田園都市国家構想事業費」の継続及び拡充や、「デジタル田園都市国家構想交付金」に係る事業費の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付し、また、自治体の予算編成スケジュール等への配慮など、柔軟な制度設計・運用としていただきたい。 併せて、地方創生の取組の継続実施とデジタル活用により取組を加速させるため、「デジタル田園都市国家構想交付金」を令和6年度以降も継続させるとともに、多くの市町村のデジタル活用の促進に資する同交付金のデジタル実装タイプ（TYPE1）を充実させていただきたい。	継続	地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、一般財源総額及び地方交付税総額を確保することなどについて、令和5年6月27日に総務大臣へ要望を行いました。今後も引き続き全国知事会等と連携して強く要望を行っていきます。 さらに、令和5年度創設の「デジタル田園都市国家構想事業費」を拡充・継続し地方財政計画において必要な措置を講じること、「デジタル田園都市国家構想交付金」について令和6年度以降も継続するとともに、地方におけるデジタル実装を通じた課題解決に資するデジタル実装タイプの充実や、地方がその実情に応じた取組ができるように柔軟な制度運用とすることなどについて令和5年6月27日に県版地方6団体として要望を行ったほか、全国知事会等とも連携しながら国へ要望を行っていきます。	政策戦略本部 (企画課、財政課)
10	民間企業や政府機関などの地方移転について	地方の人口減少、特に20代の若者の転出超過は、民間企業の本社や政府機関、大学等が東京圏に集中していることが一因であり、近年でも東京圏への転入企業数が転出企業数を上回る状況にある。 民間企業の地方移転や地方拠点の強化や魅力ある地方大学の創出等に加え、デジタル活用による地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワークの推進、さらには、第2弾の政府関係機関の地方移転の検討を行うなど、地方への新しいひとの流れをつくる取組を積極的かつ継続して進めていただきたい。	継続	政府関係機関・企業・大学等の移転は、東京一極集中の是正や「地方への新たな人の流れ」を加速化する観点から重要な取組です。政府関係機関の地方移転について国は2023年度（令和5年度）にこれまでの地方移転にかかわる総括的な評価を行い、今後に向けた必要な検討を行うとしていることから、第2弾の移転実施など、国家戦略として大胆かつ継続的な地方移転を推進するよう、全国知事会等とも連携しながら国へ要望を行っていきます。 また、民間企業の地方移転等の動きが加速するよう、県と鳥取市がそれぞれ、テレワークが可能な拠点を整備するとともに、本県独自に民間企業の本社機能移転に対する支援の枠組みを設けているところであるが、東京一極集中を是正し、地方への人の流れを生み出すためには、政府としての一層の取組強化が必要であり、引き続き国に働きかけていきます。 さらに、大学の都市部偏在は是正のため、定員の地方移転を促す方策をとることについて、令和5年6月に内閣府に要望を行いました。今後も引き続き全国知事会等と連携して要望を行っていきます。 なお、国の採択を受け、県内5つの高等教育機関と自治体及び経済・医療福祉団体等が連携し、高等教育及び地域の更なる活性化を図る取組として、県内高等教育機関卒業生の県内就職の促進、学びと関連した移住・定住につながる広報・魅力づくりなど、地方へのひとの流れと定着に資する取組を進めており、県もこれを後押ししています。高等教育及び地域の更なる活性化のため、今後も継続を検討していきます。	政策戦略本部 (企画課) 輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課) 子ども家庭部 (総合教育推進課) 商工労働部 (立地戦略課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
11	サテライトキャンパスの誘致について	<p>令和2年度から、内閣府がサテライトキャンパスの設置に向けた地方公共団体と大学等との連携の促進のため、双方が情報を共有できるポータルサイトの運用を行っている。</p> <p>さらに地方自治体がサテライトキャンパスを誘致しやすくなるよう、施設整備に係る交付金や補助金を出すなどの環境整備をお願いしたい。</p>	継続	<p>大学のサテライトキャンパスの設置に係る補助やその後の運営費交付金等の支援について、全国知事会等と連携しながら、国へ要望を行っていきます。</p> <p>また、県では、大学が地域と連携して地域づくりや地域活性化を目指す経費を支援しているほか、大都市の大学の学生が県内大学の学生と関わり、県内の地域において行う調査研究などに対して支援を行っており、こうした取組を通じて都市部の大学との交流を深め、サテライトキャンパス設置につながるよう、今後も支援の継続を検討していきます。</p>	子ども家庭部 (総合教育推進課)
12	連携中枢都市圏構想の推進について	<p>持続可能で個性豊かな圏域を形成するためには、急速な人口減少や変化する社会情勢に対応した連携の取組が重要であり、本市は、連携中枢都市圏の中心市として、圏域全体の発展につながるよう取組を進めているところである。</p> <p>令和3年4月に、連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置が一部改正され、連携市町村に対して講じる特別交付税措置の上限額が引き上げられた一方、措置率が1.0から0.8に引き下げられたほか、単独の連携市町村が全ての費用を負担している事業に係る対象経費に関する措置の除外が行われた。</p> <p>連携による地方創生の推進にさらに積極的に取り組むことが可能となるよう、連携市町村に対する財政支援の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>連携中枢都市圏に係る国の財政措置は、取組の効果が圏域全体に還元されることを前提に、連携中枢都市に対して定住自立圏には措置されていない普通交付税が措置されているとともに、連携市に係る特別交付税が拡充されるなど、手厚い財政措置がなされているところです。</p> <p>圏域全体の具体的な取組を進める中で支障が生じる際には、必要に応じ国への働きかけを検討しますので、御相談ください。</p>	地域社会振興部 (市町村課)
13	県立美術館整備について	<p>県立美術館整備事業の推進にあたっては、引き続き、市民・県民の理解を得るための取組を行っていただきたい。</p> <p>併せて、鳥取県議会平成29年2月定例会議案第1号「平成29年度鳥取県一般会計予算」の議決に当たり付された鳥取県立美術館整備推進事業に係る付帯意見について、これを尊重するよう要望する。</p>	継続	<p>美術館づくりについて、市民の皆様をはじめ県民の皆様にご理解をいただき関心を高めていただくとともに、県立美術館を活用していただけるよう、出前説明や意見交換等の取組を進めています。(令和4年度計62回)</p> <p>また、昨年10～11月には鳥取市中心市街地商店街を会場に開催された「フクシマアートWEEKs2022」に特別協力をさせていただき、アートの学びにまつわる研究室「アート・ラーニング・ラボ(A.L.L.)」機能などを知っていただく機会としました。</p> <p>鳥取県美術館整備推進事業に係る附帯意見について忠実に対応していくことは、これまでも鳥取市自治連合会や文化団体等市民の皆様にも御説明するとともに、令和5年2月に鳥取市長と知事との間で締結された「県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いに関する覚書」にも盛り込んだところですが、今後、県立美術館開館に向けた検討及び県立博物館改修検討の中でも真摯に検討し、誠実に対応していきます。</p>	教育委員会 (美術館整備課、博物館)
14	県立博物館整備について	<p>県立博物館改修整備事業の推進にあたっては、県が平成30年6月に策定された「鳥取県立博物館改修整備基本構想(中間まとめ)」の中で述べられているとおり、東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することを懸念する市民・県民が、現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望していることを念頭に、最終的な構想のとりまとめに向けたスケジュールをお示しいただきたい。</p>	継続	<p>鳥取県立博物館改修整備については、基本構想の中間まとめで、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら適当な時期に内容を改めて検討した上で着手するとしていましたが、美術館の開館や今後の運営等具体的な形が見えてきたことから、博物館改修のための見直し検討に着手し、令和6年度前半に改修整備基本方針を策定する予定です。御要望の内容については改修整備基本方針を策定する中で検討を行います。</p>	教育委員会 (博物館)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
15	情報通信インフラの新技术への対応について	<p>全国の多くの自治体では、国のIT戦略に基づき地域のデジタルデバイドやブロードバンドゼロの解消等を目的に情報通信インフラを整備しており、本市においても全地域にケーブルテレビ網を整備してきたところである。</p> <p>これらのインフラの維持にあたっては、老朽化に伴う設備更新や時代に合わせたFTTH化による超高速インターネットや次世代放送サービス（4K8K）などの新技术への対応が必要であり、本市においても莫大な財政負担を求められる状況にある。</p> <p>直近にはFTTH化に伴う、既存HFC設備の撤去、後年には設備の民間譲渡や更なる設備更新など問題が山積しており、引き続き財政を含めた支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>情報通信インフラの整備を進めた自治体では、通信機器の更新及び維持管理に膨大な費用を要することとなっているため、公設の光ファイバ網設備の維持管理費に係る新たな支援制度の創設について、6月27日に国へ要望を行うとともに、デジタル田園都市国家構想実現会議や知事会においても同趣旨の提言を行っています。</p> <p>今後も、情報通信インフラに係る自治体への支援を充実するよう、引き続き国へ要望してまいります。</p>	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
16	消費者行政における市町村の相談業務等に対する支援について	<p>消費生活相談の複雑化・高度化が進む中、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動や相談体制の充実に加え、成年年齢の引き下げをはじめとした新たな課題がある中、消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の推進体制の拡充など、今後より一層消費者行政の強化に取り組む必要がある。しかし、消費者行政の推進にかかる事業への交付金の活用期間には年限があり、事業継続のためには自治体の自主財源による負担が年々増加することになる。国においては地方消費者行政強化交付金の活用期間の延長や新たな制度の創設等、事業の継続に対する財政支援をお願いしたい。</p> <p>また、県においては、国に対する財政支援の働きかけをお願いするとともに、県の消費生活相談体制の縮小による本市における業務負担や財政負担の増加が漸たに生じる懸念がある。今後、相談員の加配が必要になった際には、県として必要な支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>御要望を踏まえ、7月に国に対して次のとおり要望を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政強化交付金（推進事業）について、都道府県及び市町村における消費者行政の推進が可能となるよう、活用期間までの所要額を確保するとともに、交付金の算定に新たな条件を付すなど自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。 地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、消費生活相談員の人材確保・養成の推進等のため、使途の拡充や交付率の嵩上げなど制度の改善を図ること。 <p>また、県では、消費生活相談体制の見直しに合わせて、令和4年度から全市町村にタブレット端末を貸与し、オンラインによる市町村の相談支援を行うほか、相談員・職員の相談業務のスキルアップを目的とした専門研修会を開催しています。</p> <p>併せて、消費生活相談員資格者の確保に向け、資格取得の補助制度を運用しております。</p> <p>引き続き県内の消費生活相談体制の充実が図られるよう、市町村の御意見を伺いながら必要な業務支援を検討してまいります。</p>	生活環境部 (消費生活センター)
17	放射性投棄物に関する法整備と、処理方法及び処理先の確立について	<p>当該事案は、平成25年1月、本市において放射性不法投棄物が発見され、処分方法・処分先等について県を通じ国へ照会したところ、放射性同位元素等規制法では投棄物が自然由来の物であり法の対象外、また、原子炉等規制法では放射線量が低く法規制の対象外との見解であったもの。</p> <p>令和元年に国から「一定の要件」を満たせば、廃棄物処理法の対象とはならないものの、当面の間、通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差支えないとされ、投棄場所の地権者から早期撤去を求められるなか、市有地等への移転を複数箇所検討したが、周辺住民等の理解が得られず、投棄場所に仮保管している状況に変わりなく、処分先の確保も困難な状況である。</p> <p>地域住民の理解が得られ、安全・安心な処分の実現に向け、国が責任をもって、処理できる制度を確立されるよう働きかけをお願いしたい。</p>	継続	<p>本事案については、これまで国に対し法整備などのルールづくりや国による処理・処分などについて要望してきたところです。令和元年6月に国から事務連絡文書が発出されましたが、地元自治体では保管・処理の調整等に困難な状況が続いており、現場の実情を十分に踏まえ、安全安心に処理できる制度を整えるよう、本年度も引き続き国に要望しました。</p>	生活環境部 (環境立県推進課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
18	地域生活支援事業における確実な財源措置について	<p>地域生活支援事業は、原則、国50%、県25%、市25%の負担割合で事業を実施することとされているが、50%の国庫補助が確保されず、事業に係る市費負担が年々増大している。</p> <p>地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する事業が円滑に行えるよう、国庫補助の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。</p>	継続	<p>令和4年度国予算において、当該国庫補助金（本体事業に限る。）は前年度より約2億円増の453億円余で同年度の本県及び市町村の充当率（交付決定額の合計280,254千円を、交付を要望する国庫補助金額の合計448,529千円で除した数字）は約62.48%であり、県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対し6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
19	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	<p>NHK放送受信料の減免申請には、国からの協力依頼により無償で行っているが、証明のために対象者（申請者）の障がいの程度、世帯状況、課税状況等を確認する必要があり、関係部署との調整が必要になるなど事務作業に多大な時間がかかり、本来業務に支障をきたしている。</p> <p>マイナポータルを活用し連携することで、市町村窓口に出向かなくても24時間手続きが行えるとともに、市町村窓口での証明業務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。</p>	継続	<p>令和3年10月から申請者が市町村窓口に出向くことなくNHKへの申請書郵送による手続きも可能となるなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。今後の申請手続きの効率化について県としても注視していきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
20	有料道路通行料金の割引措置に係る市町村証明事務の廃止・軽減化	<p>有料道路通行料金の割引措置には、国からの協力依頼により無償で行っているが、本来は有料道路の管理運営を行う各社で実施すべき事務を、福祉事務所等が代行して手続きをしている。手帳の写しの添付等により対象者がすでに障がい者であることの証明はされており、郵送や電子申請により手続きが可能であることから、市町村窓口での事務の廃止・軽減化に向けた見直しを行っていただきたい。</p>	継続	<p>令和3年11月から更新申請手続きの提出書類の一部簡素化が行われるなど、少しずつ見直しが進んでいると承知しています。今後の申請手続きの効率化について県としても注視していきます。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
21	国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置（ペナルティ）について	<p>地方自治体が条例により実施している医療費助成制度は、少子化対策、生活弱者対策として地方が地域の実情に応じて行っているものであるが、現下の社会情勢においては、必要かつ不可欠な制度となっている。</p> <p>子どもの医療費に係る国庫支出金の減額措置（ペナルティ）については、少子化対策の観点から高校生世代までを念頭に廃止する方針が示されたが、生活により支援が必要な障がい者やひとり親家庭の医療費に係る減額措置については、見直しの議論の対象とはなっていない。国保に係る国庫支出金が減額されることのないよう見直しをお願いしたい。</p> <p>また、この減額措置は、県と市町村の共同事業で成り立っている医療費助成制度に伴うものであり、また国保の都道府県化により直接的には県、間接的に市町村が受けているもののため、市町村に納付金として全額を負わせることなく県も応分の負担をしていただき、被保険者の国保料の超過負担を解消していただきたい。</p>	継続	<p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、本来、国が全国的に行うべき子育て・少子化対策等に対する地方の自主的な取組であると認識しています。</p> <p>このため、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、国に要望した結果、平令和5年3月31日に開催された「子ども政策の強化に関する関係府省会議」において、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額措置を廃止する方針が示されたところです。</p> <p>本県としては、子どもだけでなく、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、引き続き国に対して要望を行います。</p> <p>今後も国に対して積極的に国保に係る国庫負担金の減額措置の全廃に向けてしっかりと要望していくこととしていますが、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
22	佐治診療所及び鳥取市立病院への医師派遣について	<p>令和6年度以降も鳥取市佐治町診療所への自治医科大学等卒業医師の派遣を継続していただきたい。</p> <p>また、鳥取市立病院は、神経内科、耳鼻咽喉科、産婦人科をはじめ多くの診療科で医師が不足しており、独自の奨学金制度を創設するなど、医師確保に向けた様々な努力を続けているが、大変苦慮しているのが実情である。</p> <p>県の要請により当院から智頭病院に医師1名を派遣したことに伴う措置として、令和4年度から1名の派遣を受けているが、欠員が補充されただけであり当院の医師不足の改善には寄与していない。地域医療を守っていくためにも、佐治町診療所に加え、鳥取市立病院へも自治医科大学卒業医師、または鳥取大学医学部医学科（特別養成枠）卒業医師の派遣をお願いしたい。</p>	継続	<p>自治医科大学卒業医師及び県特別養成枠の医師の派遣先については、派遣可能な医師数の範囲内で、各市町村からの要望及び各自治体立病院・診療所の医師確保状況等を踏まえて決定することとしています。</p> <p>令和5年度も昨年度同様、佐治診療所に加え、東部医療圏の医療体制の維持・確保を図る観点から、鳥取市立病院にも内科医1名の派遣を行ったところです。</p> <p>令和6年度以降については、派遣可能な医師及び各市町村からの要望状況等を踏まえ、対応を検討します。また、県においては、本年度に「中山間地域の医療人材確保に向けた研究会」を立ち上げ、行政及び医療界全体で中山間地域における医師等の確保策を検討することとしており、研究会における議論を踏まえた対策もあわせて検討することとしています。</p> <p>貴市におかれても、引き続き医師の確保に御尽力いただくようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (医療政策課)
23	次期国保総合システム更改に対する国の財政支援について	<p>各都道府県国民健康保険団体連合会が運用する国保総合システムに関して、国は、支払基金の審査支払業務との「整合的かつ効率的な運用」実現のための更改を求めているが、令和3年3月に示された審査支払機能に関する改革工程表によると、システム更改が令和8年まで計画されていることから、次年度以降の開発経費も想定される。</p> <p>このため、国保総合システムの更改にあたっては、保険者や被保険者に新たな財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を求めて要望するものである。</p>	継続	<p>社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会等の審査支払機能の整合的かつ効率的に機能させるため、「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会公表）に基づき、国保総合システムの更改が行われています。</p> <p>この改革工程表によれば、令和5年度まで国保総合システムのクラウド化やレセプト受付領域の共同化等のシステム更改が行われることとなっていますが、令和6年度以降も審査・支払領域の共同利用のため、システム更改が予定されているところです。</p> <p>これらのシステム更改は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、今年度も6月29日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (医療・保険課)
24	認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成について 《重点要望》	<p>認知症高齢者の増加が見込まれるなか、低所得者に配慮した認知症対応型共同生活介護の利用環境を整備する必要性が高まっている。認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業としては、地域支援事業（任意事業）で利用者の負担軽減を図る事業が可能ではあるが、地域支援事業の交付金には上限がある等により実施が困難な状況にある。</p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設には、特定入所者介護サービス費において、低所得者への食費・家賃の助成制度が設けられており、今後ますます重要性が増していく認知症対応型共同生活介護事業所も是非ともこの制度の対象に位置づけられたい。</p>	継続	<p>現在「特定入所者介護サービス費」は特別養護老人ホーム等の介護保険施設に常時入所する施設サービスと、介護保険施設に短期間入所する短期入所サービスのみが支給対象で、居住系サービスは対象となっていません。</p> <p>今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、低所得の認知症高齢者が介護サービスを適切に利用できるよう、2024年4月の介護報酬改定に向けて、貴市と連携して、国への制度見直しについて引き続き要望していきたいと考えています。</p>	福祉保健部 (長寿社会課)
25	生活保護制度における夏季加算の創設について	<p>原油価格や物価の高騰により光熱費の上昇が続く中、夏季のエアコン等冷房機器の使用について電気代の負担が大きいという理由で使用を控えているケースも見受けられる。</p> <p>要件を満たした場合に家具什器費として認められるエアコン等冷房機器を有効に活用し、熱中症対策等の適切な健康管理を促すため、夏季における電気代等の増加需要実態調査を行い、増加需要が認められた場合には夏季加算を創設して、その需要を満たす金額を支給していただきたい。</p>	継続	<p>夏季加算の創設については、平成24年度から毎年国へ要望しており、今年度においても、6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
26	専門職の鳥取市保健所への派遣について	専門職の派遣について配慮いただいているところであるが、新たな感染症の発生・まん延に備え、保健所の対応能力の強化、業務水準の維持を図るため、専門職の派遣について、引き続き支援をお願いしたい。	継続	鳥取市保健所の業務水準の維持及び他圏域と業務水準に差異が生じないよう、必要な職員を派遣を継続します。 ＜参考＞ R5.4.1 職員派遣体制 県派遣職員 9名（医師、保健師、衛生技師（獣医師、薬剤師含む）） ※県から鳥取市への身分移管職員 14名	総務部 （人事企画課）
27	無料低額診療調剤処方費の助成制度について	経済的理由により適切な医療等が受けられない方については、従来から社会福祉法に基づく無料低額診療事業により、無料または低額で診療を受けることができるが、院外処方薬は対象外となり、患者負担が大きい。治療しない・治療中断するケースが発生している。薬代の不安なく受診機会を拡大し、適切な治療を受けることで疾病の重症化を未然に防ぐことは、健康寿命の延伸・中長期的な医療費の抑制が図られるだけでなく、人口減少社会にあつて課題となっている、健康で働き続けることができる人材の確保にもつながる。 無料低額診療事業の調剤処方費の助成制度について、生活に困難を抱える人々に対する包括的な支援として検討されるよう国への働きかけを行っていただきたい。	継続	無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、今後の国の動きを注視していきます。 なお、生活困窮者の支援については、地方自治体の実施する地域の状況に応じた取組への継続的な財政措置や国の責任における給付金等を含めた支援策の検討実施について、これまでも国に対して要望を行ってきており、今年度も6月29日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	福祉保健部 （福祉保健課）
28	看護師人材育成に関わる各施設への支援の充実について	既設の看護職員実習指導者養成講習会への受講支援のほか、新任看護師や看護学生の実地研修の受入れに対する支援について、各事業主体が代替職員を確保できない場合においても、該当職員の人件費等を支援することにより、各事業主体が圏域全体の人材育成・確保に協力できる体制を構築していただきたい。（鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業メニューの拡大により対応をいただきたい。） 特に、福祉施設や訪問看護事業所における実地研修受入の充実、今後の地域包括ケアの推進とそれに携わる看護職員の育成・確保のために重要であるが、これらの事業所等では看護師数が少ないため研修や実習の受入は負担が大きく、受入れできない施設がある。研修や実習の受入れにより、現場で働く看護師の確保につなげるため、教育担当者配置のための支援（受入施設の教育担当者人件費への補助等）の創設をお願いしたい。	継続	今後、在宅需要の増加が見込まれることから、福祉施設や訪問看護事業所に従事する看護職員の確保、育成は喫緊の課題であり、実地研修受入施設の安定的確保や教育体制の充実が重要なテーマであると認識しています。 看護職員養成施設連絡会でのヒアリング（令和4年9月）や同養成施設を対象に実施したフォローアップアンケート（令和5年6月）により、受入施設の確保状況や課題を調査したところ、概ね問題なく確保できているものの一部養成施設からは、人手不足や養成施設から支払われる実習謝金が安価であること等を理由に受入を断られたケースもあるとの回答を得ました。 これらの結果も踏まえ、引き続き養成施設関係者や福祉施設・訪問看護事業所関係者と意見交換しながら、受入施設の安定的確保や教育体制の充実が図られるよう検討を進めることとします。	福祉保健部 （医療政策課）
29	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費等に対する財政措置について	新型コロナウイルスワクチン接種において、令和5年度は令和4年度末に突然財政措置に上限を設けるといような考え方が示され基礎自治体は対応に苦慮したため、迅速に方針決定をされるとともに基礎自治体や住民の負担が生じることのないよう、引き続き全額国費による財政措置をお願いしたい。	継続	新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費については、今後の接種方針を早急に示すとともに、地方自治体の負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう全国知事会を通じて国に要望しているところであり、引き続き国に働きかけていきます。	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 （新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）
30	新型コロナウイルスワクチンに関する迅速な情報共有について	新型コロナウイルスワクチン接種の今後の方針について、基礎自治体の準備期間や住民への周知期間が十分にとれるよう迅速かつ詳細な情報提供をお願いしたい。	継続	ワクチン接種体制の構築には十分な準備期間が必要となることから、接種時期や使用するワクチンの種類、接種対象者の範囲、接種間隔など、科学的知見等に基づき、今後の接種方針を早急に示すよう全国知事会を通じて国に要望しているところであり、引き続き国に働きかけていきます。	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 （新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム）

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
31	地方の経済再生に向けた取組への支援について	エネルギーや食料品を中心とした物価高騰の影響が続いており、継続して様々な取組を行っていく必要があるため、引き続き、地方の経済再生に向けた取組に対する財政支援についてお願いしたい。	継続	<p>県内経済の再生に向けては、地域経済変動対策資金を利用する県内中小事業者等の無利子化などを県市町村協調で行うなど、県と市町村が調整・連携して取り組んでいるところであり、さらなる連携強化を図っていきます。</p> <p>また、エネルギー・原材料価格等の高騰の影響を受けた事業者への継続的な支援や、地方創生臨時交付金等の更なる財源措置を図るよう、県及び全国知事会から国に要望を行いました。</p> <p>引き続き、地方の経済再生に向けた機動的な対策を国に働きかけていきます。</p>	商工労働部 (商工政策課)
32	鳥取砂丘の交通環境の整備について	<p>本市は、国土交通省、鳥取県、鳥取県警察と鳥取市周辺渋滞対策協議会を設立し、毎年、ゴールデンウィーク等の大型連休時に鳥取砂丘周辺の交通渋滞対策を実施している。</p> <p>現在は、砂丘東側を中心に交通誘導や臨時駐車場の開設、臨時バスの運行等を行っているが、令和6年春開業予定の民間事業によるキャンプやグランピング施設、さらには令和6年中に開業予定のリゾートホテルなど、将来的な西側エリアの滞在環境の充実を見据えた駐車場の確保や交通渋滞対策等が必要であり、鳥取砂丘の交通環境の整備に連携して取り組んでいただきたい。</p> <p>併せて、砂丘トンネルの美装化や二次交通の充実等にも連携して取り組んでいただきたい。</p>	継続	<p>交通環境整備や大型連休時における鳥取砂丘周辺の渋滞対策については、貴市の取組や鳥取砂丘未来会議における議論も注視しつつ、引き続き貴市や国土交通省、警察など関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、令和3年12月に「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約」を締結し、鳥取砂丘及び周辺エリアの駐車場確保や交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行うこととしています。</p> <p>今後も県市連携協議会で検討のうえ、交通環境整備の取組を進めていきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 県土整備部 (道路企画課)
33	農業農村整備事業、及び日本型直接支払制度の予算確保について	<p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。この現状を放置すれば、共同作業等を土台として成り立ってきた農業生産が維持できなくなるだけでなく、農地の荒廃による国土保全上の問題も深刻化する。さらには、食料の安定供給機能や多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼすことになる。</p> <p>これらのことから、農地・農業用水や環境等地域資源を将来にわたり持続的かつ適切に保全するために、「担い手への農地集積の加速化」や、「農業水利施設の老朽化などに対応するための機能保全計画の策定」、「農業生産基盤の整備の推進」が求められている。併せて、地域が主体となった資源の保全管理活動の支援を継続することが必要となっている。</p> <p>ついては、次の事項について格別のご配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 地域の共同活動による耕作放棄地の発生防止や農業用水等の地域資源の維持・保全に資する、日本型直接支払制度の充実と必要な予算確保及び申請手続きや事務処理など地域の負担を軽減する制度改正</p> <p>(2) 上記で示した日本型直接支払制度を一層推進するため、特に中山間地域等直接支払に係る推進交付金の要望額に対する十分な割当て。また、交付率が7割に満たない多面的機能支払の長寿命化対策に係る交付金の満額配分を要望する。</p>	継続	<p>多面的機能支払交付金（日本型直接支払交付金）の予算確保及び事務の簡素化について、6月27日に国に要望を行いました。</p>	農林水産部 (農地・水保全課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
34	米政策のより一層の推進について	<p>本市は鳥取県と協調し、主食用米からの作付転換のさらなる推進や生産体制の強化、消費の拡大、水田の維持、新市場の開拓等、生産から販売までの総合的な対策に取り組みながら、生産農家の所得向上を目指している。</p> <p>しかし、不安定な米価や、生産コストの上昇など、稲作農家が所得を確保し経営を安定させていくためには依然として課題が多く、米づくりを取り巻く厳しい状況はまだまた続くことが想定されており、今後、高齢化による離農と合わせた生産農家の大きな減少と、耕作放棄地の更なる増加が懸念される。</p> <p>については、稲作農家がこれらの厳しい現状を乗り越えるためにも、米の消費拡大の一層の推進や、営農規模を問わず、持続可能な経営を実現するために必要な臨時的な緊急支援措置の創設など、従来の取組に捉われない多角的で柔軟な米政策の構築をお願いしたい。</p>	継続	<p>県は、今後の米の需給動向を踏まえながら、水田農業のあり方について長期的視点に立ち、当初予算及び6月補正予算で、主食用米からの作付転換のさらなる推進や生産体制の強化、経営資金の確保、消費拡大、水田の維持等、生産から販売までの総合的な対策を展開しているところです。</p> <p>特に6月補正予算では、水田農業全体を支える種子関係の施設整備、主食用米からの作付転換を推進する小麦大豆等拡大支援など、持続可能な経営を実現するための緊急的な対応も実施しています。</p> <p>これらの対策を着実に実施することにより、本県の水田農業全体の収益性向上を図っていききたいと考えています。</p>	農林水産部 (生産振興課)
35	農林水産業の燃油・肥料・飼料・資材等価格高騰対策について 《重点要望》	<p>飼料及び肥料の価格高騰は依然として農業経営を圧迫しており、継続的な営農を断念せざるを得ない生産者が増加傾向にある。</p> <p>そのため、持続可能な農業経営の実現に向けた抜本的な対策を講じていただくとともに、「みどりの食糧システム戦略」に掲げる環境負荷の低減を実現するため県・市町村が取り組む諸施策に対する強力な支援策を講じていただきたい。</p> <p>また、配合飼料価格安定制度の継続と再生産可能な価格水準に下がるまでの間、畜産業者の飼料コスト上昇分を補てんする緊急対策を継続して行っていただきたい。</p> <p>併せて、国際情勢等による燃油価格高騰対策についても、農林水産業の経営継続・安定のため、農林水産業機械や設備等への対策を継続、拡充して行っていただきたい。</p>	新規	<p>燃油等物価高騰対策、肥料等の国産化に向けた支援、配合飼料価格高騰緊急対策の継続、酪農・養鶏に対する経営安定制度の検討について、県内6団体(鳥取県知事、鳥取県議会議長、鳥取県市長会長、鳥取県市議会議長会長、鳥取県町村会長、鳥取県町村議会議長会長)として6月27日に国に対し要望を行いました。引き続き国に対し機動的な対策を求めていきます。</p> <p>燃油価格高騰対策については、燃油価格の動向、今後の国の対策等の状況を見ながら、現在実施している省エネ機器等の整備支援の継続について検討していきます。</p> <p>併せて、畜産業者の飼料コスト上昇に対する緊急対策「畜産経営緊急救済事業」の継続についても配合飼料価格の動向、今後の国の追加対策、新たな制度創設の実施状況を見ながら検討していきます。</p> <p>また、令和5年3月22日に策定した「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」に基づき、生産現場(生産者・産地)での環境づくり、有機・特別栽培農産物の販路確保や消費者等の理解促進、モデル的取組を行う地区への支援を行う「鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業」を創設したところであり、本事業の推進により、県・市町村の取組強化・支援を行っていききたいと考えています。</p>	農林水産部 (農林水産政策課)
36	鳥獣被害防止総合対策事業の充実について	<p>野生鳥獣による農産物被害は年々増加傾向であるが、高齢化などにより狩猟者数も減少しており、より効率的な鳥獣害対策が求められている。このような中、自治会等が取り組む侵入防止柵設置事業は鳥獣の農地等への侵入防止に効果的であるが、侵入防止柵の経年劣化や破損により大規模修繕や設備更新が必要な地域では、住民の高齢化や人口減少に伴い、大きな負担が生じることとなり、意欲的な対策に踏み込むことができない状況がある。地域ぐるみで農地や水路等の維持保全に取り組む「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」で対応可能である旨は地域に周知しているが、老朽化する農業用施設等の保全が優先されるため、侵入防止柵への活用が難しい地域が多いのが実態である。</p> <p>鳥獣対策で実施した侵入防止柵について、耐用年数経過による更新や、修繕に係る費用についても支援できるよう、補助制度の拡充をお願いしたい。</p>	継続	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金(国交付金)を活用して整備した侵入防止柵については、耐用年数経過後に同交付金を再活用して更新することが可能です。</p> <p>また、鳥獣被害総合対策事業費補助金(単県事業)では、機能向上を伴う更新は可能です。</p> <p>侵入防止柵の修繕については、地域ぐるみで農地や水路等の維持保全に取り組む「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」で対応が可能であり、国からも活用を推進するよう通知されているところです。</p> <p>なお、侵入防止柵の更新や修繕経費を市町村が支援する場合、市町村負担額について特別交付税措置が講じられることとされており、当該制度の活用も検討をお願いします。</p>	農林水産部 (鳥獣対策センター)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
37	家畜伝染病の防疫措置のための予算確保について	都道府県が実施する高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病防疫措置に対し、市町村には職員派遣等の協力を行うこととなるが、これらに係る人件費については他の災害のような国費による財源支援がないため、各市町村では大きな財政負担となっている。 このため、国は防疫措置にあたる都道府県に対して所要の財政措置を行うなど、都道府県が協力する市町村に対して必要な経費を負担できる体制を構築していただきたい。	新規	防疫措置に従事した地方自治体の人件費に対しては国による財政支援の対象外となっていることから、本県でも全国知事会や中国地方知事会と連携して同様の要望を行っているところです。引き続き国に要望していきます。	農林水産部 (家畜防疫課)
38	陸上養浜に関する支援の拡充について	県管理海岸の保全のため、漁港の浚渫砂を養浜するために必要な運搬投入経費に対し1/2の県支援をいただいているところであるが、陸上養浜を行う場合、海上養浜に比べ費用が著しく増大するため、陸上養浜を実施することが実質的に困難な状況である。そのため、陸上養浜に関する支援の拡充をお願いしたい。	新規	砂浜海岸へ寄与するサンドリサイクルについては、その費用の一部(運搬・投入経費の1/2)を支援しています。これについては、陸上養浜等費用が増大した場合においても、増大した費用も含め同様に運搬・投入経費の1/2を引き続き支援していきます。	県土整備部 (港湾課)
39	水尻海岸の侵食対策について	以前から水尻海岸が侵食されており、地権者であり背後地に存する水尻町内会からも元のような砂浜海岸へ戻して欲しいとの要望がある。現在は酒津漁港の浚渫砂による養浜を行っているが、冬季波浪等により毎年砂が流出し、移動した砂による周辺漁場の埋没や酒津漁港航路の埋塞といった漁業活動への支障も発生している。養浜対策とともに離岸堤や人工リーフ設置など海岸侵食対策の検討をお願いしたい。	新規	本県では漂砂の連続性を確保する観点から、サンドリサイクルを海岸侵食の基本対策としています。 現在、酒津漁港から漂砂系外の気高海岸へ搬出している土砂をまずは漂砂系内に戻すことが水尻海岸の侵食対策の第一歩と考えており、漂砂系内のサンドリサイクル実施に向けて関係者と調整を行うこととしており、現時点で構造物等の設置は検討していません。	県土整備部 (河川課)
40	高速道路ネットワークの整備推進について 《重点要望》	(1) 山陰近畿自動車道 沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。特に、鳥取西道路の全線開通に伴い、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」のミッシングリンクを解消する「南北線」整備の必要性が飛躍的に高まっている。そのために早期に都市計画決定し、一日も早い事業化を強くお願いしたい。 また、安全かつ円滑な交通を確保するため、対面通行区間におけるワイヤーロープ等の早期設置をお願いしたい。 (2) 鳥取自動車道 平成24年度に暫定2車線で全線供用された「鳥取自動車道」佐用JCTから鳥取IC間の定時性・安定性の向上を図るため、事業中の鳥取IC付近の付加車線の早期完成をお願いしたい。 また、鳥取自動車道の一部として暫定利用されている志戸坂峠道路について、豪雪、事故による通行止めや大規模滞留を防ぎ、走行性・安全性の向上を図るため、志戸坂峠防災事業を推進し、早期に整備を行っていただくとともに、災害発生時等の速やかな迂回誘導体制を構築していただきたい。 (3) 山陰自動車道 安全かつ円滑な交通を確保するため、暫定2車線の早期解消をお願いしたい。	継続	(1) 山陰近畿自動車道 山陰近畿自動車道(鳥取～覚寺間)については、令和2年度に都市計画決定手続きに着手し、沿線住民や事業者から頂いた意見に対し丁寧に対応するため、慎重に検討を重ねているところです。今後も国会議員連盟や沿線自治体とも協力して早期事業化を要望していきます。 対面通行区間のワイヤーロープ設置については、国へ要望を伝えます。 (2) 鳥取自動車道 鳥取IC付近の付加車線工事について、令和5年度中の完成が見込まれています。また、「志戸坂峠防災事業」の早期整備について、国に働きかけていきます。 (3) 山陰自動車道 引き続き暫定2車線区間の早期解消、付加車線の整備促進を国に働きかけていきます。	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
41	山陰近畿自動車道駒馳山バイパスへのインターチェンジ整備について	<p>鳥取西道路の全線供用開始、山陰近畿自動車道の整備促進など、高速道路ネットワークの広がりが進む中で、山陰海岸ジオパーク最大の目玉である鳥取砂丘への観光交流人口は、益々増加するところであり、より利便性の高いインターチェンジの設置により、賑わいが創出されることとなる。</p> <p>このインターチェンジにより、駒馳山バイパスと県道鳥取福部線などのネットワーク化が可能となり、若桜町から新温泉町など連携中枢都市間の移動が円滑になるとともに、鳥取市街地東側の外環状線としてのバイパス機能が強化され、市街地や鳥取砂丘周辺が渋滞緩和されることが期待される。また、消火活動や救急搬送時の時間短縮にもつながり、地域住民の生命、財産を守る上で大きな効果も望める。</p> <p>本市では福部地域の生活拠点としての機能強化に向けて、「福部町のまちづくり構想」を平成29年度に策定し、地域住民と連携し高速ネットワークを利用したまちづくりについて具体的な方向を示す基本計画を平成30年度に策定したところである。</p> <p>については、連携中枢都市圏域全体の地域振興のため、新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。</p>	継続	駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間の新たなインターチェンジの整備については、まちづくりの観点からの活用について貴市や国土交通省と連携して進めていきたいと考えています。	県土整備部 (道路建設課)
42	一般国道29号バイパス建設促進	津ノ井バイパス全線の4車線化についてご尽力をお願いしたい。	継続	国へ要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
43	一般国道482号改良整備促進	<p>佐治町細尾～尾際間の改良計画の策定促進。細尾～尾際間において、急カーブが連続し見通しが悪い点、また斜面崩落や落石等の危険を有する法面と豪雨による路面崩落等の危険を有する河川に挟まれた道路である点を踏まえ、継続して線形改良を要望する。</p> <p>佐治町森坪(市道南岸線終点)～加瀬木橋の間において、大型車両(路線バス・工事車両等)と一般車両が対面通行する際に危険な箇所があるため、危険箇所の解消が図られるよう、線形改良により安全かつ円滑な道路交通環境を確保していただきたい。</p>	継続	<p>細尾から尾際間のうち、余戸地内の局部改良については、令和3年度に完成し、その他の区間については、曲線半径は概ね基準値を満足していることから、現時点で線形改良の予定はありませんが、今後の交通状況等を踏まえながら、適宜、事業化の必要性を検討します。</p> <p>また、森坪から加瀬木間の対面通行の危険な箇所について、森坪地内は令和3年度に、加瀬木地内は令和2年度に線形改良が完成しました。対策完了後以降、交通事故は発生していないため、現時点で線形改良の予定はありませんが、今後の交通状況等を踏まえながら、適宜、事業化の必要性を検討します。</p>	県土整備部 (道路建設課)
44	一般国道53号用瀬歩道拡幅整備促進(用瀬町用瀬地内)	中橋付近千代川側(113.9k～114.0k)の歩道拡幅整備	継続	国へ要望を伝えます。	県土整備部 (道路企画課)
45	中心市街地の渋滞緩和対策について	通勤・通学時に慢性的に渋滞が生じている県道若葉台東町線について、産業道路交差点以外の交差点における渋滞緩和対策を講じていただきたい。	継続	産業道路交差点の改良に引き続き、観音院入口交差点の改良事業を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
46	都市計画道路(県施工)の促進について				
	(1) 都市計画道路大工町土居叶線(鳥取市富安1丁目～叶間)	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	富安1丁目～叶間については、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 都市計画道路立川甕山線(鳥取市立川5丁目～岩倉間)	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	<p>立川町五丁目交差点～卯垣交差点間については、令和5年度に事業完了する予定です。</p> <p>卯垣交差点から岩倉西交差点間については、引き続き事業を実施します。</p> <p>岩倉西交差点から岩倉交差点間については、令和6年度の事業化を検討します。</p>	県土整備部 (道路建設課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(3) 都市計画道路美萩野覚寺線（鳥取市安長～商栄町、湖山町西～湖山町北間）	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	湖山町西～湖山町北間については、令和5年度に事業完了する予定です。安長～商栄町間のうち、残る区間である商栄町地内については、令和6年度の事業化を検討します。	県土整備部 (道路建設課)
47	県道の整備促進について				
	1 主要地方道 (1) 「鳥取鹿野倉吉線」 ①高住～福井間	未整備区間における事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	高住～良田間について、引き続き事業を実施します。良田～福井間については、事業の必要性を検討します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 「鳥取鹿野倉吉線」 御熊～ゴルフ場入口	本路線は、鳥取市西地域と市街地を結ぶ重要な生活路線である。融雪装置の管理については、鳥取市御熊付近～旭国際浜村温泉ゴルフクラブ進入口付近間（約1.5km）の改善を図っていただいているところであるが、水量が少なく、十分な融雪ができていない箇所が見受けられる。利用者の安全確保のため早期に対策を計画し、改善に着手していただきたい。	継続	改善に向けて、引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路企画課)
	(3) 「郡家鹿野気高線」 下砂見地内	拡幅改良の早期完成	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
48	2 一般県道 (1) 「御熊白兔線」JR 高架下狹隘部の改良	拡幅改良の事業促進、早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き事業を実施します。	県土整備部 (道路建設課)
	(2) 「小河内加茂線」の 改良整備	本県道は、観光宿泊施設さじアストロパークへの主要道路である。そのため、大型バスの往来も多く、対向車とすれ違う際に幅員減少・急カーブ等の危険箇所があるため、危険箇所の道路改良をお願いしたい。	継続	高山地内の待避所設置については、引き続き事業を実施します。その他の区間については、待避所完成後の状況を見て必要性を検討します	県土整備部 (道路建設課)
49	1 県河川 (1) 山白川、狐川にお ける環境用水等の検討	山白川、狐川の非灌漑期における環境用水等の検討	継続	狐川の水質浄化対策として、山白川から狐川への分水量を増やすこととしており、昨年度分水地点の改良工事を行ったところであり、引き続きその効果検証等を行う予定です。	県土整備部 (河川課)
	(2) 塩見川（福部町岩 戸～栗谷）河川改修	事業の促進と早期完成 現在、箭溪川合流部から上流の一部区間において暫定掘削をしていただいているところであるが、塩見川水系河川整備計画に基づく令和5年度以降の事業計画について、早期完成をお願いしたい。	継続	引き続き、箭溪川合流部から上流の河川整備を推進し、早期治水効果の発現に向けて整備を進めていきます。	県土整備部 (河川課)
	(3) 清水川治水対策（吉 成南町地区）	清水川流域の吉成南町地区においては、過去に幾多の浸水被害が発生し、これまでも護岸嵩上げや河川監視カメラの設置、排水機場のポンプ増設等様々な治水対策を実施していただいているが、今後も地域住民の安心安全確保のため、引き続き対策を実施していただきたい。	継続	清水川については、今年7月に排水ポンプ車の追加配備を行う事としており、大路川で進めている流域治水の取組と合わせ、貴市と連携して対策を推進しますので、引き続き協力をお願いします。	県土整備部 (河川課)
	(4) 大井手川河川改修 （徳尾～菖蒲間）及び 治水対策（菖蒲地区）	事業の促進と早期完成（徳尾～菖蒲間） 治水対策実施（菖蒲地区）	継続	大井手川については、古海地区の河川整備、野坂川合流部の放水路に係る調査・設計及び放水路整備により負荷が軽減する野坂川の河川整備を実施しているところです。 菖蒲地区については、これらの整備が完了した後、着手する予定としており、治水効果の早期発現に向けて整備を進めていきます。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(5) 勝部川(青谷町)河川改修	青谷町駅南地区、日置川右岸地区の浸水被害低減のため、勝部川・日置川の早期整備の完了を要望するとともに、本市が実施する内水対策に付随する樋門の修繕や排水先である両河川への占用手続き等協力して取り組んでいただきたい。	継続	日置川については、J R上流区間(左岸)の堤防整備を引き続き実施しているところであり、今年度フラップゲートの樋門化に着手しています。 勝部川については、これらの改修の目途がついた段階で改修の検討を行います。内水対策に付随する樋門の修繕及び排水先である両河川への占用手続き等につきましては貴市と協力し、進めていきたいと考えています。	県土整備部(河川課)
50	2 千代川 (1) 千代川の親水護岸整備(用瀬町別府～美成)	「流し雛の館」北側より上流部の整備	継続	国に要望を伝えます。	県土整備部(河川課)
	(2) 千代川の河床掘削	瀬戸川取水樋門より上流部	継続	国に要望を伝えます。	県土整備部(河川課)
	(3) 用瀬町川中～三角橋南の改修について(河床掘削又は越水対策)	平成30年7月豪雨においては千代川(用瀬町川中～三角橋南)からの越水により被害が多くあったことから、地域住民の不安の解消及び安全を守るため、河床の掘削、護岸のかさ上げ等の、越水対策を実施していただきたい。	継続	当該区間のうち、用瀬町樟原～宮原については、令和2年度に事業化し護岸改修を進めているところです。 なお、河床掘削については、この改修状況や河川断面阻害率等の緊急度を勘案の上、実施について検討します。	県土整備部(河川課)
	(4) 国安地区の千代川堤外農地(3号地)について	国安地区では、大正7年の千代川氾濫により、大規模な築堤のために集落移転となり、河川敷に残された農地は新河川法に基づき河川区域に指定されている。その堤外農地は台風や大雨のたびに洪水により被災し、近年では平成23年から8年間で計4回、農地の流出等により農家はその対応に苦慮している状況である。 ついては、地元管理となっている国安地区千代川堤外農地(3号農地)について、水害リスクを低減するための治水事業として取り組んでいただきたい。	継続	千代川水系河川整備計画に記載されているとおり、「かわまちづくり」等に取り組まれる場合は、貴市と連携して地元意見を十分に伺いながら、国と調整していききたいと思います。	県土整備部(河川課)
51	急傾斜地崩壊防止、地滑り対策及び砂防事業の促進について				
	(1) 竹谷川、堂谷川(下味野)砂防事業	早期事業化をお願いしたい。	継続	竹谷川については、事業化に向けて検討します。堂谷川については崩壊・浸食等目立った荒廃が見られないため、経過観察とします。	県土整備部(治山砂防課)
	(2) 下木原地区砂防ダム(国府町下木原)	早期事業化をお願いしたい。	継続	事業化に向けて検討します。	県土整備部(治山砂防課)
	(3) 河内右谷川(河内)砂防事業	本市で対応可能な案件についてはできる限り協力したいと考えている。引き続き事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	事業予定地内に所有者不明土地が存することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について検討しますが、地籍調査の早期着手等貴市の支援をお願いします。	県土整備部(治山砂防課)
52	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 宮原地区(用瀬町宮原)急傾斜地対策事業	本市で対応可能な案件についてはできる限り協力したいと考えている。引き続き事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	令和8年度で地籍調査による登記が完了すると聞いていることから、完了後事業再開に向けて検討します。	県土整備部(治山砂防課)
	(2) 河内地区急傾斜地対策事業	本市で対応可能な案件についてはできる限り協力したいと考えている。引き続き事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	事業予定地内に所有者不明土地が存することが分かり、その対応に苦慮しているところです。引き続き、当問題の解決について検討しますが、地籍調査の早期着手等貴市の支援をお願いします。	県土整備部(治山砂防課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
	(3) 美敷地区(国府町美敷) 急傾斜地対策事業	本市で対応可能な案件についてはできる限り協力したいと考えている。引き続き事業の促進及び早期完成をお願いしたい。	継続	事業予定地内に地籍混乱地が存しており、その対応に苦慮しているところで。当問題の解決について、地籍調査の早期着手等貴市の支援をお願いします。	県土整備部 (治山砂防課)
	(4) 猪子地区(猪子) 道路災害防除事業	早期事業化	継続	事業化に向けた検討を進めます。	県土整備部 (道路企画課)
	(5) 榎原地区(小原) 急傾斜地対策事業	早期事業化	継続	保全対象人家が5軒未満のため、単県小規模急傾斜事業(鳥取市事業)での対応を御検討願います。	県土整備部 (治山砂防課)
	(6) 塚の原地区、青滑地区(用瀬町安蔵) 急傾斜地対策事業	早期事業化	継続	事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(7) 宮ノ前地区(鳥取市福部町海士) 擁壁工・法枠工 急傾斜地対策事業	早期事業化	継続	事業化に向けて検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(8) 飯里地区(気高町飯里B地区) 急傾斜地対策事業	早期事業化	継続	令和5年度より事業に着手します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(9) 上原地区(気高町上原I-1096地区) 急傾斜地対策事業	早期完成	継続	令和4年度で地籍調査による登記が完了したことから、令和5年度から事業再開します。	県土整備部 (治山砂防課)
	(10) 下坂本地区(気高町下坂本C地区) I-247 急傾斜地対策事業	早期事業化	継続	必要性を検討します。	県土整備部 (治山砂防課)
53	県営事業に係る負担金の見直しについて	国の直轄事業負担金の見直しとあわせ、市町村負担金の見直しを行っていただき、最終的には廃止していただきたい。	継続	国の直轄事業負担金制度の見直し動向を踏まえ、今後必要な検討を行う予定です。	県土整備部 (県土総務課)
54	国・県管理河川の河川維持及び河床整理について	近年、甚大な浸水被害が発生していることから、十分な予算と時間を確保する必要があり、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進され、全市における河川護岸及び河床の保全(立木伐採)、河床整理(立木伐採、河床浚渫)に格別の配慮をお願いしたい。 また、対策に必要な財源である緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降も延長し適用いただきたい。	継続	今後も引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」並びに「緊急浚渫推進事業債」を活用し、氾濫リスクの高い箇所について樹木伐採や河道掘削を実施していくこととしています。国管理区間についても引き続き国へ要望します。 なお、緊急浚渫推進事業債については、令和6年度までの時限措置となっていることから、その延長についても国に要望する予定です。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
55	山陰新幹線の整備推進について 《重点要望》	<p>令和4年度においても、「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」52自治体が一丸となって、国への要望活動、地元機運の醸成に取り組んできた。</p> <p>「山陰新幹線」は我が国全体の経済力・地域力を大きく向上させ、地方創生を加速させるものとして、さらには、昨今、南海トラフ巨大地震等の太平洋側大規模災害が危惧される中、リダンダンシー確保のためにも、また、「日本海国土軸」の形成のためにも必要不可欠である。</p> <p>山陰新幹線の「整備計画路線」への格上げと第二期整備計画としての位置付け、併せて国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討、新幹線整備に係る予算枠の拡大、さらには並行在来線が経営分離されないための必要な財源措置について、引き続き強くお願いしたい。また、県においては、関連する自治体や経済団体等と連携し国に対して強く働きかけていただくとともに、調査研究や住民啓発等の諸事業の実施など、山陰新幹線の整備に向けて先導的な役割を果たしていただきたい。</p>	継続	<p>日本海国土軸の形成やリダンダンシー確保、地域間格差の是正、産業振興等地域の活性化のため、山陰新幹線や中国横断新幹線（伯備新幹線）の整備は重要と考えており、県版地方6団体として、整備計画路線への格上げ、新幹線整備に係る予算の拡充、国主体での整備、並行在来線の経営分離方針の見直し等について国への要望活動を実施するとともに、中国地方知事会や関西広域連合に加え、近畿ブロック知事会議の提言にも盛り込み、関係府県と連携した要望活動を行っています。</p> <p>引き続き、沿線自治体及び関係府県と連携し、県民等の機運醸成を図りながら、国等への働きかけを行うなど、新幹線整備の実現に向け取り組んでいきます。</p>	政策戦略本部 (総統括課)
56	県道の市町村への移管について	<p>市町村の財政事情を考慮し、移管に際しては、歩道橋・橋梁などの将来の大規模改修にかかる経費負担を明確にし、道路用地を官有地とした上で協議をしていただきたい。また、広域農道及び県道側道の新設ともなう市道移管については、安定（完成後1年以上経過）した後の移管としていただきたい。</p>	継続	<p>県道及び農道の市町村への移管については、バイパス等完成後、速やかに引き渡しを行うことを基本と考えており、事業着手前に十分な協議を行うこととします。</p> <p>また、用地については、所有権の解決を図った上で、移管することを検討しますが、困難な事例も想定されますので、貴市の御協力をお願いします。</p>	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)
57	道路メンテナンス事業補助制度について	<p>現在二巡目の橋梁点検を実施しているが、健全性Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）の橋梁の割合が全国平均よりも高く、修繕費も膨大な金額となる見込みである。橋梁修繕が交付金から個別補助となり、橋梁修繕にかかる補助金が計画的・集中的に確保されるが、一方、地方公共団体の財政状況では補助金の真負担部分さえ捻出できず、長寿命化計画に基づく必要な事業費の予算要求ができない。</p> <p>道路メンテナンス事業補助制度の予算枠の確保を要望するとともに、補助率の引上げ（55%→2/3）や交付税措置を100%とするなど、財政措置の充実を要望する。（一律の引上げが困難であれば、例えば健全性がⅢ判定となっている橋梁の修繕について補助率の引き上げ等を要望する。）</p> <p>特に、橋梁数減は将来のメンテナンスを軽減させるため、橋梁の廃止の補助率の引き上げは重要。</p>	継続	<p>橋梁修繕は、道路メンテナンス事業補助で重点配分（補助率 5.5/10）されていますが、法定定期点検により健全性Ⅲ及びⅣに判定され、早急に補修すべき橋梁が多いことから、更なる予算枠の確保と補助率（5.5/10）及び交付税措置（20%）の引上げを道路メンテナンス会議等で国に要望していきます。</p> <p>橋梁撤去については、補助率は一体的に実施する修繕又は改築の補助率（5.5/10）が適用されることとなっていますが、こちらについても、補助率の引上げを道路メンテナンス会議等で国に要望していきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
58	冬期における円滑な交通確保対策について	<p>地域経済活動を維持し、市民の安心で安全な生活を確保するためには、安定した冬期交通を確保する必要があり、各道路管理者や関係機関が一体となった除雪体制の強化が必要である。</p> <p>今後も国土交通省・県・県土整備部と念入りな打ち合わせとともに円滑な交通確保のため、下記の内容を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県の除雪車の払い下げの推進 ・除雪完了マップの作製（除雪中・除雪完了） 	継続	<p>平成29年1月、2月の豪雪を受け、除雪計画の見直しや国、県、市町村、NEXCO西日本、県警等の情報共有等の連携の強化を行いました。今後も冬期の道路交通の確保に向けて、市町村との受託・委託除雪の推進も含めて効率的な除雪体制の強化を進めます。県有除雪機械の更新時には、引き続き関係市町村の意向を踏まえ、払下げを実施します。</p> <p>平成29年度に県の車道除雪機械全てにGPSを配備し、現在位置や走行経路が把握可能となりました。国や市町村にも閲覧できますので、両機関における業務の参考としてください。</p>	県土整備部 (道路企画課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
59	道路橋等点検義務化に対する財政措置について	道路橋等の義務化された点検を確実に実施するために、下記の内容についてお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・起債の充当対象外となっている点検経費を起債対象に含める ・国費充当率のかさ上げ ・2巡目以降の点検の簡素化 	継続	法定点検の財政措置については、道路メンテナンス会議等で、引き続き国に対して要望します。 2巡目以降の点検については、小規模道路橋梁点検マニュアルにより点検項目と点検調書の簡略化を行っているところですが、更なる簡素化について検討していきます。	県土整備部 (道路企画課)
60	手動式樋門の動力式などへの切り替えについて	本市に管理委託されている国・県管理の樋門のうち、手動式樋門について、津波を含めた災害時の迅速な対応による安心・安全対策と地元操作員の負担の軽減のため、動力式やフラップゲートへ切り替えていただきたい。 (県管理樋門で半電動化を進めていただいているが、フラップゲート化も引き続き検討していただきたい。)	継続	操作員の負担軽減等のため、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門(全県160基)について、令和4年度から4か年計画で電動ドリルによる電動化を進めることとしています。 また、今後、更新等を行う樋門についても、動力化や自動化の必要性を検討します。 なお、国管理樋門の動力化等については、国に要望を伝えます。	県土整備部 (河川課)
61	排水機場、樋門の委託料について	国、県の排水機場と樋門等は、本市と受託契約を締結しているが、個人で対応困難な排水機場並びに一部樋門の点検・操作は事業所に人件費のみで再委託をしている。事業所であれば、点検時等の実作業には、人件費以外に経費が掛かることから、委託料に必要経費を計上していただきたい。また、現在、鳥取市では、受託事務費についての要綱を作成中であり、今後は、この要綱に則り、本委託事務に対して事務費を請求することとなるため、ご理解いただきたい。	継続	県では、令和2年度より、委託料の中に人件費以外の経費として事務費を計上しています。その上でさらに必要な経費がありましたら、対応を検討します。 また、受託事務費の要綱については、事前に情報提供をお願いします。	県土整備部 (河川課)
62	樋門、揚水機場の点検、整備について	国・県の樋門、揚水機場は、本市と受託契約を締結しているが、損傷していたり、前年度に依頼していた修繕がなされないままとなっている事例がある。緊急時に作動せず、速やかな対応が出来ない事がないよう委託前に可動確認と、修繕を行っていただきたい。特に鳥取県においては、回答が遅くなっているため、早期の修繕が不可能であれば、応急措置並びに修繕計画の明示を強く要望したい。	継続	樋門、揚水機場の点検・操作業務の委託前には、原則、稼働確認と必要な修繕を行うこととし、もし、早期の修繕が不可能な場合には、応急措置並びに修繕計画について連絡させていただきます。	県土整備部 (河川課)
63	樋門の外部委託について	現在、本市では国、県から相当数の樋門管理を受託し、地元等の団体、個人に再委託している。しかし、受託している地元団体、個人の高齢化が進み、委託を断られる事例が増えており、受託者の選定に苦慮している状況である。県では、管理者による私法上の委託に基づく民間委託を検討していただいているので、国も検討いただきたい。また、湖山水門に関しては、潮止樋門となっており、受託者が固定されていること、指揮命令系統も鳥取市は関与していないこと、市が介入することで契約や支払いが煩雑になっていることから、令和6年度以降は、鳥取県が直接委託していただきたい。	継続	樋門管理は、河川法99条に規定されているように関係地方公共団体に委託するのが基本と考えており、操作委託できる事業者が現在は見当たらないことから引き続き御協力をお願いします。 操作委託できる事業者の育成は困難であり、現在受託している地元団体、個人の高齢化が進んでいることから、今後の管理委託については受託側の負担軽減を図る必要があることを認識しておりますので、人家密集地等にある重要度の高い県管理の樋門(全県160基)について、令和4年度から4か年計画で電動化を進めるとともに、今後、更新等を行う樋門についても、動力化や自動化の必要性を検討します。 また、湖山水門は、塩害防止機能のみならず水防機能を併せ持っており、内水対策の主体である鳥取市の関与が引き続き必要であると考えます。	県土整備部 (河川課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
64	樋門・排水機場に係る水位確認手段の確保について	排水機場の内外水位が各種操作の要となっていることから、遠隔監視できる設備が整備されている施設については、外部より常時確認できるようにしていただきたい。特に鳥取市環境事業公社では確認できるようなので、最低でも県土整備事務所や本市で確認できるようにしていただきたい。また水位計の無い樋門等については、夜間でも河川・水路に近づくことなく明確に流向がわかる施設を整備し、操作員の安全を確保いただきたい。	継続	大路川流域については、今年度から遠隔監視システムの構築に向けた検討に着手する予定であり、貴市管理の吉成ポンプ場等との連携も想定されることから、打合せ等の協力をお願いします。 なお、内外水位が夜間でも確認できるよう量水標の設置を進めており、今後とも優先順位を付けて実施していくこととしています。 また、今年度に樋門操作員の安全装備品の更新に併せて、ヘッドライトを配備し、操作員の安全確保に努めているところです。	県土整備部 (河川課)
65	樋門に係る各作業水位と樋門・排水機場の操作員の避難水位の設定について	各樋門・排水機場の難場所並びに避難水位を契約書もしくは操作要領や規則に明記していただきたい。	継続	樋門操作に関しては、内外水位を見ながら調整するとともに危険な場合に操作員が避難する必要があるため、各樋門の操作状況を確認し、操作方法及び避難水位の明確化について検討します。 なお、排水機場については、令和4年度から避難水位等の基準を明示させていただきました。	県土整備部 (河川課)
66	樋門操作員に対する補償の取り扱いについて	国・県の樋門は本市と受託契約を締結しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託を行わないと受託出来ない状況である。操作員が万一、負傷、障がい又は死亡した場合の補償について、制度化されておらず、鳥取県は独自に民間の保険加入をしていただいているが、国の委託分については、市で民間の損害保険に加入している現状にある。このことについて、国において直接加入して頂くか、市が加入した保険料について委託料に計上していただくなど、受託にあたって明確に制度化していただきたい。	継続	樋門操作員の保険加入について、引き続き貴市と連携して国に要請します。	県土整備部 (河川課)
67	砂防事業、治山事業に伴う市管理普通河川（流路工）の財源措置について	県による単独砂防堰堤並びに治山堰堤の事業の整備に伴い、県事業範囲の下流流路（普通河川）の早急な整備が求められるが、この下流整備に当たり、土砂が流出するような要因があることは皆無であるため、管理者である市が単市で施工することとなる。しかし、鳥取県の事業に遅滞なく整備することは予算的に困難であるため、国の交付金もしくは県の補助金で事業化できるよう財源措置並びに制度化していただきたい。	継続	堰堤取付水路より下流の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害対策事業債」の適用が可能です。引き続き、国に対して制度の拡充を求めていきます。	県土整備部 (治山砂防課)
68	防災減災国土強靱化事業ならびに防災・安全社会資本整備交付金事業の拡充について	現在、本市では市街化区域外にも内水氾濫する集落が多数存在しており、その整備が急がれるところであるが、普通河川並びにその排水ポンプ施設においては防災減災国土強靱化事業並びに防災・安全社会資本整備交付金事業の対象外となっている。厳しい財政状況下で、市費による整備が困難なことから両事業の対象拡充を要望すると共に、準用河川指定による充当が可能な事業並びにその要件についてご教示願いたい。	継続	普通河川の整備については、準用河川に指定された上で防災・安全交付金の充当が考えられます。	県土整備部 (河川課)
69	公共交通事業者への経済的支援について	新型コロナウイルス感染症や燃料代の価格高騰などの影響により、公共交通事業者の経営は危機的な状況が続いている。今後、路線バスやタクシーなどの公共交通のサービス供給力が大きく低迷し、市民生活や経済の回復に大きな支障をきたす恐れがある。このような状況を回避するため、引き続き、増収や経営改善に資する支援など、公共交通事業者に対する切れ目ない支援策を講じていただきたい。	継続	これまでも県では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域公共交通事業者の経営に甚大な影響が生じる中、事業者の経営状況等に応じて必要な支援を随時実施してきました。令和5年度においても、6月補正予算で県内交通事業者に対して、燃料・原材料費の高騰に係る支援を行うこととしたところです。 今後も交通事業者の状況に応じて、必要な支援を行っていきます。	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
70	生活交通体系構築支援補助金の制度改善について	<p>本市では、利便性が高く効率的な公共交通を実現するため、バス路線網の再編を進めており、再編により減便・廃止となった路線については乗合タクシーなどの導入を推進している。この乗合タクシーに対しては、県補助金(市町村内バス等支援補助金)により補助対象経費の上限を運行費用の60%として支援をいただいている。</p> <p>しかしながら、乗合タクシーは利用者数が低迷している路線バスの代替手段として運賃を路線バス相当額としているため、収益率は1%~10%程度となっており、40%の収益確保には程遠いのが現状である。タクシー事業者の営業努力で収益改善が見込めないため、補助対象経費の上限を引き上げていただきたい。</p>	継続	<p>新たな地域交通体系構築支援補助金のうち、市町村内バス等支援補助金では、営利を目的としない市・町営バスやNPO等公共交通空白地有償運送以外の単独市町村路線は、民間の経営努力等を期待し、一定の収益を求めて補助対象経費の上限を一律60%としています。</p> <p>本補助金は、地域の実情に応じた交通体系を構築していただくため、タクシー助成、住民主体の共助交通、バス等を適材適所で組み合わせた支援を可能としており、貴市においても当該制度を活用していただいているところですが、必要に応じて相乗りやデジタル化、多角化などの見直しを進めていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、地域の実情に応じた様々な交通手段の確保に対する財政支援について、令和5年6月27日に国に要望しており、今後も引き続き働きかけていく予定です。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
71	公共交通のIC化推進	<p>公共交通のIC化は、公共交通の利便性拡大を図り、公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上に資するものである。国は、交通政策基本計画において、令和2年度までにSuica、PASMO等の相互利用可能な交通系ICカードをすべての都道府県に導入する目標を定めているが、山陰の玄関口である鳥取駅は未導入となっている。</p> <p>鉄道等のキャッシュレス化による利便性の向上が利用者から求められる中、早期導入の実現を図るため、交通事業者や各市町村と連携いただき、県が主体となって積極的に取り組んでいただきたい。</p>	継続	<p>公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項及び同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっており、その導入に向け、市町村や交通事業者と意見交換をしているところです。</p> <p>導入等の費用負担については、関係者で合意形成を図り、必要に応じて国にも財政支援の要望を行います。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
72	鳥取港の機能強化に向けた整備推進について	<p>令和2年11月に改訂された「鳥取港港湾計画」に基づき、鳥取県東・中部、岡山県北東部、兵庫県北部圏域の経済活動を支える拠点となるよう、機能強化に向けた整備等を着実に進めていただきたい。</p>	継続	<p>鳥取港の航路埋塞や港内静穏度不足等の諸課題を解決する主要航路の切替による機能強化に取り組んでおり、令和4年度から第1防波堤延伸(直轄事業)、今年度から第2防波堤延伸(県補助事業)に着手したところです。これら大型工事により今後数年、大きな予算が必要となります。本年6月には国に予算確保の要望を行いました。地元鳥取市からの要望も重要となります。早期完成に向けて県と一体となった働きかけをお願いします。</p>	県土整備部 (港湾課)
73	鳥取砂丘コナン空港発着便の維持・拡大について	<p>鳥取東京便の維持は、地域経済の活性化、雇用創出、豊かな住民生活の確保など、本圏域等での多岐にわたる地方創生の取組を推進する大きな力となるものである。</p> <p>当面は5便化が継続される予定であるが、臨時的な増便措置ではなく、定期便化に向けた利用促進策などについて引き続き強化・拡充していただきたい。</p>	継続	<p>「羽田発着枠政策コンテスト」は、航空会社の自助努力だけでは維持が困難な地方路線の充実のため、地域と航空会社が共同で路線活性化の取組を提案し、優れた内容の路線に羽田空港の発着枠を配分する制度です。鳥取空港は3月24日の有識者による中間評価では利用促進の取組が高く評価され、枠の配分期間が令和7年3月29日まで延長されたところです。</p> <p>定期便化に向けては、これまで以上に搭乗客を増やし座席利用率を上げていくことが重要です。まずは、鳥取市も参画する「鳥取空港の利用を促進する懇話会」を中心に、官民一体となって、コロナ禍以前の利用水準への早期回復を目指し、取組を強化してまいります。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
74	JR ローカル線の維持について	<p>JR 西日本が輸送密度 2000 人/日未満の路線区間の収支情報を公表し、今後、存廃を含めた運営のあり方について沿線地域との協議を急ぐ考えを示している。</p> <p>鉄道路線の減便や廃止は、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼし、地域そのものが衰退することが危惧されるため、鉄道路線の維持に資する対策を早急に講じていく必要がある。</p> <p>(国要望)</p> <p>経営状況が厳しいローカル線の維持・存続に向けて、国として積極的な関与と支援策を講じていただきたい。</p> <p>(県要望)</p> <p>沿線自治体とともに利用促進や利便性向上に向けた取組をより一層推進していただきたい。</p>	継続	<p>公共交通利用促進県民運動の展開や鉄道の利用促進・利便性向上は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項及び、同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっており、市町村や交通事業者とともに一層推進していきます。</p> <p>今年度も「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」において、公共交通の利用促進に努める企業を支援したり、夏休みを活用した利用促進キャンペーンを実施するなど、官民連携で利用促進に取り組むこととしています。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
75	自動運転技術を活用した地域交通確保に対する支援について	<p>人口減少、少子高齢化等の影響で中山間地域を中心にスーパー事業の撤退が相次ぐ中、交通弱者の買い物支援策として公共交通の重要性は高まっている。</p> <p>一方、公共交通の運転者不足が一層深刻化し、その維持・確保が困難を極める中、自動運転技術を活用した新たな移動サービスの導入に向けた取組が喫緊の課題となっている。このため、近い将来の社会実装に向けた実証実験や走行環境の調査分析などの取組を円滑に推進していく必要があるが、事業費の財源確保が課題となるため、財政支援をお願いしたい。</p>	継続	<p>令和5年4月1日に改正道路交通法が施行となり、過疎地域等におけるレベル4（運転者がいない状態）の自動運転（特定自動運行）が可能となったところであるが、単なる安全性の検証に留まらず、地域交通や生活環境の確保など持続可能な地域経営の観点から、自動運転の導入を検討される場合には、その実証運行等に係る支援を検討していきます。</p>	輝く鳥取創造本部 (交通政策課)
76	空き家の財産処分手続き等の簡素化について	<p>「民法等の一部を改正する法律」の改正が令和3年4月に制定公布され、相続登記の義務化（令和6年4月施行）及び住所変更登記の義務化（公布後5年以内施行）など、今後は相続問題の解決に大いに期待される場所であるが、そもそも未登記の建物や、所有者が祖父母であるなどの場合、自分が相続人であることを認識しておらず、所有者不明のまま空き家として放置されていることが多くあることから、これらの登記を進めるため、更なる制度改正及び制度の周知徹底について引き続き検討をお願いしたい。</p>	継続	<p>国において、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月に制定され、相続登記の申請義務付け、共有不動産の利用制限の緩和、財産管理制度の見直しなどが進められたところです（施行は令和5年4月及び令和6年4月）。</p> <p>相続登記の申請義務化は新たな所有者不明空き家発生の歯止めにより一定の効果が期待されますが、既存の未登記空き家に係る所有者特定作業がなお大変大きな負担となっておりますので、市町村負担の低減及び所有者不明空き家の解消促進のため、更なる施策等について検討するとともに、7月18日に国に対して課題対策の検討を要望しました。</p>	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課)
77	市営住宅における相続者のいない居室に対する処分の簡素化	<p>一人暮らしで相続者のいない入居者や長期不在者かつ未納者の居室内財産の処分は、相当日数を要し処分完了後の修繕費用が財政負担となっている。相当期間内放置してある家財を事業主体が移動し、一定期間保管したのち処分できる規定を整備することを要望する。</p>	新規	<p>公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応については、平成29年1月25日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針の策定について」により対応方針が示され、これを参考に各事業主体で地域の実情に応じ内規等により対応方針を策定し、適正かつ合理的な管理の実施に努めることとされているところです。</p> <p>この通知を受け、県では「鳥取県営住宅入居者死亡後の明渡し等に係る事務処理要領」を改正し、相続人が不存在等の場合の残置物の処分及び退去修繕を行う旨の規定を設けて対応しています。</p> <p>貴市におかれましても、国の対応方針を参考に、財産に関する民法の規定に留意しつつ、残置物への対応方針を策定されることをご検討ください。</p>	生活環境部 (住宅政策課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
78	災害及び大雪等に伴う道路網寸断時の対応体制及び事前防止対策の早急な仕組みづくり等について	<p>令和5年1月の大雪に伴う倒木の影響により、集落の孤立や停電等によるライフラインの寸断が発生した。</p> <p>鳥取県では倒木発生時の対応体制や事前防止対策の仕組みづくりを検討されるとのことだが、大雪時以外にも大雨及び台風、強風時にも倒木や落石の危険性があるため、早急に仕組みづくりの構築をお願いしたい。</p>	新規	<p>大雪時のみならず大雨や台風、強風時も含め、倒木発生時の緊急対応体制の構築や、倒木減少のための事前伐採等の取組を推進するため、5月16日に「倒木被害防災・減災対策連絡会」を設立したところです。今後、県、市町村、電力・通信事業者、森林組合等の権限や役割に応じ連携して事前伐採を進めていきますので、住民の安心・安全確保のため、鳥取市においても取り組んでくださるようお願いいたします。</p> <p>道路への倒木については、大雪時に限らず、関係機関との連絡体制を構築済みです。落石については、道路防災点検で危険箇所に着目している箇所や落石の発生履歴がある箇所において、定期的に点検を行い、必要に応じて対策を行っています。</p>	危機管理部 (危機管理政策課) 県土整備部 (道路企画課)
79	袋川堤防強化工事について(国府町町屋)	<p>本工事は国府町町屋地先の袋川の堤防を強化する目的で国土交通省が発注されたものであり、令和元年度に部分的に工事が行われたが、それ以降中断されたままとなっている。</p> <p>堤防の強化と大雨時の洪水対策として道路との高低差がより少ない箇所から優先的に工事が再開されることを希望する。</p>	新規	国に要望を伝えます。	県土整備部 (河川課)
80	交通安全対策補助制度の拡充について	<p>交通安全対策補助制度(通学路緊急対策)は、令和3年6月に発生した痛ましい事故を受けて、通学路合同点検に基づき必要とされる交通安全対策について、計画的かつ集中的な支援を可能とする個別補助制度として令和4年度に創設され、現在、令和4年度から令和8年度の5箇年計画を策定し対策を実施している。</p> <p>なお、本制度では新規路線の追加が認められていないため計画策定以降の事案については防災安全交付金事業で実施することとされているが、今後発生する事案においても対策は急務であり、緊急的措置が同様に図れるよう、重点配分が期待できる個別補助制度に一元化していただきたい。</p>	新規	<p>鳥取県においても、令和3年度に実施した通学路合同点検箇所の対策は、交通安全対策補助事業(通学路緊急対策)により実施しているところですが、しながら、毎年通学路合同点検を実施している中で、新たに対策が必要な箇所が発生します。</p> <p>県事業も含めて、新規箇所についても個別補助制度が活用できるよう、国に対し6月の概算ヒアリング時に申し入れを行いました。</p>	県土整備部 (道路企画課)
81	下水道予算枠の確保について	<p>下水道は生活環境の確保や公共用水域の水質保全を担い、さらに浸水防除を行う重要な社会資本である。一方、多発する自然災害への対応、施設の老朽化などの問題を抱えている。</p> <p>社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、下水道整備に必要不可欠な財源である。令和6年度の要望額確保及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算での別枠予算の確保に加え、事前防災対策も含めた中長期にわたる継続した予算の確保について強く要望する。</p>	継続	<p>下水道は、住民生活や社会経済活動に極めて重要なライフラインであることを踏まえ、令和5年度以降の社会資本整備総合交付金と「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。</p> <p>【参考】 令和5年度交付金(鳥取市分) <防災・安全交付金(老朽化対策、地震対策、浸水対策)> 要望額 1,045,150千円 配分額 877,800千円(査定率84.0%) <社会資本整備総合交付金(未普及対策)> 要望額 149,500千円 配分額 74,200千円(査定率49.6%)</p>	生活環境部 (水環境保全課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
82	安長ポンプ場の管理移管について	<p>昭和 48～49 年頃、県による J R 湖山貨物基地造成に伴い、周辺住民から既設水路等への排水の了解が得られず、基地からの汚水排水（処理水）・雨水排水を処理するため、千代川までの専用排水路と排水ポンプ場が新規設置された。</p> <p>当時排水される水路（通称鯉川）は国有水路であったため、ポンプ場及び排水管施設（専用排水路）等については、昭和 51 年に県との「公有財産譲与契約書」が締結され、維持管理を市が行うこととなった。</p> <p>その後、県により大井手川放水路が整備され、このポンプ場は河川排水（大井手川→野坂川）を行うポンプ場となった。</p> <p>平成 30 年度に湖山貨物基地等への汚水整備が完了した。関係者の接続後は、これら専用排水路やポンプ場が不要となるため、早期に県への移管をお願いしたい。</p>	継続	現時点においても、J R 湖山貨物基地からの排水が専用排水管を通じて流入していることから、安長ポンプ場の役割（機能）は継続しており、不要となるとは考えていません。今後の管理方法については、引き続き検討していきたいと考えています。	県土整備部 (河川課)
83	学校施設環境整備改善交付金の拡充について	学校施設における水泳プールの老朽化は年々進んでおり、設備等の更新も含めた大規模な改修を実施することが必要な時期を迎えている。新改築及び耐震補強事業のみが対象となっている本交付金の要件の緩和について、引き続きお願いしたい。	継続	学校施設環境改善交付金については、十分な予算確保や補助要件を緩和することについて、7 月 27 日に国へ要望を行ったところであり、学校施設整備に係る各団体とともに、引き続き国に対して要望していきます。	教育委員会 (教育環境課)
84	スクール・サポート・スタッフの配置について	教職員の業務の負担軽減、適正化を図る意味でも、教員業務支援員等を各校に配置し、教員が担わなければならない業務に注力できる体制を整えることは非常に重要である。現在は、本市の学校の 3 分の 1 弱にとどまっている。全校配置をしている自治体もあることから、本市においても継続して増員を要望する。	継続	教員業務支援員については、平成 30 年度から国の補助事業を活用し、徐々に配置人数を増やし、本年度は市町村に 57 名の予算措置を行っているところであり、今後も配置拡大を検討するとともに財政支援を行うよう今年度も 7 月 27 日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
85	児童生徒端末整備の財政支援について	児童生徒一人一台の端末の更新費用は、大きな財政負担となることが想定される。地方自治体に対し必要な財政措置を講じていただくよう、引き続き要望していただきたい。	継続	次期端末更新時の国からの支援の有無については、文部科学省において「次期 ICT 環境整備方針の在り方ワーキンググループ」を立ち上げ、検討を始めたところです。必要な財政支援について、今年度も 7 月 27 日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育センター)
86	小学校 1 校に配置する教員の定数改善について 《重点要望》	年々学校をめぐる課題が複雑化しており、不登校や問題行動等も低年齢化の傾向がみられる。そのような中、特にきめ細やかな対応が求められる小学校が最も人的な余裕がなく、職員室には事務職員しかいないという状況の学校も多い。令和 3 年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、国は「小学校の学級編制が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置」とされているが、これは学級編制の標準が計画的に引き下げられることによる学級数の増加に伴うものであるため、根本的な教職員の定数改善にはつながっていない。教員がゆとりを持って児童と向き合うため、教員の定数を見直し、1 校に配置する教員数の増を強く要望する。	継続	<p>学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、今年度も 7 月 27 日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p> <p>併せて、市町村教育委員会及び学校と連携して、令和 3 年 4 月に改訂した「新鳥取県学校業務カイゼンプラン」の取組を推進していきます。</p>	教育委員会 (教育人材開発課)
87	小学校専科教員の加配について	小学校高学年の教科担任制が謳われているものの、小学校専科教員の加配は増加していない。教育内容の専門性の向上、教員の多忙化解消等の観点からも、どの小学校においても教科担任制が行えるよう、ぜひ小学校専科教員の加配の増員をお願いしたい。	継続	小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、本年度、県内小学校に小学校英語専科教員 19 名、小学校高学年教科担任制加配 15 名、小学校専科教員 19 名を配置しました。国は小学校高学年における教科担任制を推し進めており、専科教員の加配についても、近年、定数拡充を図ってきているところであり、来年度配置についても増要求していきたいと考えています。	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
88	指導方法工夫改善加配の指導増加時間数の弾力化について	現在、指導方法工夫改善加配実施に伴う指導増加時間数は学校全体で15時間以上となっているが、10時間に抑えることで教職員の教材研究、学級事務の時間を確保することができる。引き続き、指導増加時間数の弾力化をお願いしたい。また、学校規模による画一的な配置ではなく、学校や地教委の希望を尊重した配置となるようお願いしたい。	継続	指導方法工夫改善加配は、児童生徒の実態に合わせたより丁寧で分かりやすい指導を行うために、少人数指導等を実施することを趣旨としたものです。このため、当該加配に当たっては、学校全体の総時間数の増加や、総児童生徒数と1学級あたりの児童生徒数に応じて配置することが条件として国から示されているところです。一層の指導の充実や働き方改革の視点から、配置方法も含めて本加配を弾力的に活用することができるよう、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
89	教育の人材確保と人材育成について 《重点要望》	本年度も、本来配置されるべき教員が配置されていなかったり、常勤が配置されるべきところを非常勤が代わりに配置されたりしている現状がある。このことで学校現場は、本来予定していた体制が組めず、他の教員に業務負担がかかり、時間外勤務時間が増える等の影響が出るなどの状況がある。 加えて、学校教育のニーズが多様化・複雑化する中で、教員の多忙化・負担感の増加により学校現場はひっ迫している。子どもたちの教育の質の確保にもつながる大きな問題で、看過できない状況である。県教育委員会の責任として、必要な教職員は欠けることなく確実に配置されるよう強く要望する。	継続	教員の確保については、県教育委員会としても、大学説明会や移住説明会等の機会に加えて、SNSや動画配信を活用して鳥取県で教員になる魅力等の情報発信に努めるとともに、令和元年度実施の教員採用試験から、新たに関西会場を設定し、年々実施試験区分を拡大しつつ教員の質・量的確保を行っているところです。 また、地元鳥取大学と様々な機会を通じて意見交換を行い、学生に対して教員の魅力を発信する機会の確保に取り組むとともに、山陰教師教育コンソーシアムを通じた島根大学との連携により、教職志向性の高い学生の育成を目指す「未来の教師」育成プロジェクトなどに取り組んでいきます。	教育委員会 (教育人材開発課)
90	少人数学級の実現について	小学校については学級編制の標準が令和3年度から5年かけて計画的に35人に引き下げられるのに対して、中学校については40人のままである。小学校同様の法改正をお願いしたい。また、35人学級にとどまらず、30人学級への引き下げが実現されるようお願いしたい。併せて、少人数学級に伴う増学級分の確実な人員確保をお願いしたい。	継続	子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、市町村の協力のもと国に先行して実施してきた少人数学級について、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入し、本県の将来を担う子どもたちのため「子育て環境日本一」の実現を目指して取組を進めていくこととしています。また、中学校における少人数学級の推進については、令和5年5月の文部科学大臣からの諮問に基づき、中央教育審議会で検討される予定であり、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところです。今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
91	障がいに応じた特別な指導（通級による指導）のための教員の適正な配置について	国の基準では、小中義務教育学校において、障がいに応じた特別な指導（通級による指導）に必要な児童生徒13人に対し教員1名を配置することとなっているが、令和4年度末においても本市では1つの通級指導教室で15名程度指導する状態となっている。引き続き適正な人員配置となるようお願いしたい。	継続	通級による指導の充実を図るため、国では義務標準法を改正し、通級による指導が必要となる児童生徒13人に対し教員1名を配置するための基礎定数化について、平成29年度から10年間で段階的に行っていきますが、小中義務教育学校における発達障がい等の児童生徒数が増加傾向である実態を踏まえると、本県における教員の配置については、十分とは言えない状況です。 県としては、通級指導担当教員について必要な基礎定数化、加配措置を着実にを行うよう、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。	教育委員会 (教育人材開発課)
92	勤怠管理システムについて	突発的な生徒指導対応、保護者対応等、学校の業務は計画的に行えるものばかりではない。「臨時的な特別な事情」いわゆる自律的業務・他律的業務が仕分けできるような勤怠管理システムの構築をお願いしたい。	継続	令和4年11月に勤怠管理システムを改修し、業務内容で「特別な事情」を選択した場合も集計対象となるようにしたところです。「特別な事情」は児童生徒等に係る通常予見されない業務により、時間外業務を行った場合に入力することを想定しており、必要に応じ適宜活用ください。 また、令和5年2月1日より、各市町村教育委員会において直接閲覧できるようシステム改修を行いました。	教育委員会 (教育人材開発課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
93	栄養職員の拡充と学校栄養職員の加配について	<p>令和5年度においても栄養教諭を増員していただき、感謝申し上げます。しかしながら本市は栄養教諭一人が担当する学校数が多いため、現在の配置では、いまだ食育基本法による食の指導を行うには十分な体制とはいえない。</p> <p>本年度は新型コロナウイルス感染症により制限されていた活動も徐々に再開することとしており、給食の時間だけでなく、授業をはじめとした学校教育活動全体の中で実施したいと考えているところである。また令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」、「第2期鳥取市教育振興基本計画」においても、食育の推進を政策の柱のひとつとしており、重要な役割を担う栄養教諭、学校栄養職員の充実が、その実現のためには必要と考える。</p> <p>については国に対して、配置基準見直しの要望を継続していただくとともに、学校栄養職員の加配の継続と、さらなる増員をお願いしたい。</p>	継続	<p>栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2の規定により、学校や共同調理場の規模に応じて定められ、この基準により配置しています。県としても食育推進にとってこの基準による職員定数で十分であるとは考えていないため、昨年度に引き続き、この法律における配置基準の見直しについて、7月27日に国へ要望を行ったところであり、適正配置について改めて検討を行います。</p> <p>また、学校栄養職員の加配については、現在市部等において加配しているところですが、今年度も7月27日に国へ要望を行ったところであり、引き続き人員確保に努めます。</p>	教育委員会 (体育保健課)
94	特別天然記念物コウノトリの保護について	<p>兵庫県で野生復帰事業に取り組まれている特別天然記念物コウノトリについて、兵庫県立コウノトリの郷公園や民間有志、県の支援を受けて本市で保護に取り組んでいるところであるが、コウノトリの野外個体の増加に伴い、保護の取組が困難になりつつある。将来を見据えた保護制度を整備していただきたい。</p>	継続	<p>特別天然記念物コウノトリの保護に関して、個体識別のための足環装着については、個体を適切に保護する観点から、兵庫県立コウノトリの郷公園の支援を受けて行っていただいております。県もその費用の一部を負担しているところです。また、保存管理に係る関係者への研修に関する費用も計上しており、今後も日本野鳥の会等、県内の関係団体と連携し、足環装着等に対応できる体制づくりを支援していきます。</p> <p>併せて、営巣地となった自治体及び人工物所有者に労力と費用負担が発生する現状に鑑み、国全体で保護するという観点から、既存制度の考え方にとらわれない柔軟な国費補助制度の充実を図るよう、8月8日に文化庁へ要望しました。</p>	地域社会振興部 (文化財課)
95	各種の文化財の保存対策調査に関する補助制度の整備について	<p>県費補助事業において、各種保存対策調査の市町村補助率が他より低く(総事業費の1/5)設定されているが、調査事業は他の施策の基礎となる重要な事業であるため、他の事業と同様1/3に引き上げていただきたい。</p>	継続	<p>文化財関係事業助成に対しては、修理・整備・活用を中心に本県は他都道府県と比べても充実した支援を行ってきています。個別の案件については、調査の緊急性や状況、必要性などを踏まえて、また御相談ください。</p>	地域社会振興部 (文化財課)
96	指定・登録等文化財所有者への持続的な文化財保存のための支援策について	<p>所有者の世代交代や高齢化のため、経済的な理由で個人等による登録有形文化財・指定文化財の保存が困難となっている事例が散見する。活用による収入の確保等が困難な文化財も少なくないため、所有者による持続的な保存が可能となるような支援措置を創設していただきたい。</p>	継続	<p>国・県指定建造物所有者については、令和3年度から保存・活用等に関する研修会を実施しており、所有者同士の交流や意見交換などを通じ、保存・活用等について考える場にしていくとともに、各所有者からの現状や要望等を聞きながら、支援策等を関係市町村とともに検討していきたいと考えています。</p>	地域社会振興部 (文化財課)
97	未指定の文化財等歴史文化遺産の保存・活用への支援について	<p>本市では令和4年度より歴史文化基本構想に沿って、未指定の文化財等の歴史文化遺産の保存・活用に取り組んでいる。文化財保存活用地域計画の策定による支援制度がすでに設けられているが、孤立しているもの等、地域計画の枠組になじまないものについては、支援の方法がない。自治体単独で支援することには限界があるため、地域計画を策定することの困難な歴史文化遺産について、支援措置を創設していただきたい。</p>	継続	<p>令和2年3月に策定した鳥取県文化財保存活用大綱において、「従来の文化財保護法の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる方法を取り、認知と保護の範囲を広げていく」必要性を述べています。</p> <p>こうした考え方を踏まえ、各市町村で作成される文化財保存活用地域計画等においても、未指定の文化財等を幅広く包摂していく柔軟な対応を検討していただき、県としてもそうした取組を支援していきたいと考えています。</p>	地域社会振興部 (文化財課)
98	国重要無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」の保護について	<p>国重要無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」について、保持団体である「因幡の麒麟獅子舞連合保存会」を支援し、他自治体とともに継承に努めているが、今後持続的に保存会を維持していくためには、これらの団体の運営等を支援していく必要があり、県においても対応を検討していただきたい。</p>	新規	<p>国重要無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」については、用具等の修理事業で助成を行っており、引き続きこの支援を行っていくこととしています。</p>	地域社会振興部 (文化財課)

番号	項目	要望内容	区分	回答	担当部局
99	郵便等による不在者投票の対象者の範囲拡大について	<p>近年の急速な高齢化社会の進展に伴い、投票所で投票することが困難な要介護者数も年々増加している。そのため介護保険の被保険者は要介護5に限定せず、要件の緩和をお願いしたい。併せて代理記載についても認めていただきたい。また、身体障害についても、片側の下肢機能障害を要件に追加する等の緩和をしていただきたい。</p> <p>また、議員立法による公職選挙法を改正する動きも法案の提出に至っていないことから、県選挙管理委員会においては、上記要望の国及び都道府県選挙管理委員会連合会への働きかけをお願いしたい。</p>	継続	<p>郵便等投票ができる方の対象者の拡大については、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に制度改正を要望しているところですが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成29年6月）において、郵便等投票の対象を現行の要介護5から要介護3の者まで拡大するよう提言がなされたことを踏まえ、現在、議員立法により公職選挙法を改正する動きがあるところです。法案の提出には至っていませんが、県選挙管理委員会としても関係法令の改正が行われるよう、引き続き都道府県選挙管理委員会連合会に働きかけていきたいと思っております。</p>	選挙管理委員会 事務局
100	簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について	<p>本市の簡易水道等77事業は、平成22年3月に厚生労働省に提出した簡易水道事業統合計画書に基づき、平成29年4月に上水道事業へ統合した。</p> <p>本市は、山間部の面積が広い地理的条件により、統合した簡易水道等には小規模な施設が多く点在している。統合後においても施設の整備を実施するなかで、効率的な運用、安定した給水に向けた、水質の改善、老朽管の更新、施設の統廃合等の事業を今後も継続して進めていく必要がある。</p> <p>しかしながら、これらの事業又は廃止施設の撤去事業には、多額の事業費を必要とする一方で、料金収入の増加に直接つながらないため、水道事業経営に及ぼす影響が大きく、健全な経営に支障をきたすおそれがある。</p> <p>よって、統合した簡易水道施設の建設改良に対する国の財政支援について、交付率の引上げを要望する。また、管路整備等による施設の統廃合、廃止する施設の撤去事業への新たな財政支援の創設を要望する。</p>	継続	<p>上水道に統合された旧簡易水道の施設整備費に対する国庫補助について、交付率の引上げを行うよう本年度も引き続き国に要望しました。</p> <p>また、水道施設再編推進事業については、施設数に係る要件の緩和、統合により廃止した施設の撤去費を交付対象に加えることを国に要望しました。</p>	生活環境部 (水環境保全課)
101	水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について	<p>地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路の耐震化、管路のループ化及び二重化などのバックアップ機能整備、水管橋の耐震化などの事業を実施し、ライフライン強化の早期達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>しかし、これらの事業には多額の事業費を要するため、水道施設の耐震化が進まないのが現状である。</p> <p>よって、水道施設の耐震化が促進されるよう、次のとおり要望する。</p> <p>(1) 平均料金等の採択基準について、地方の実情を踏まえた基準となるよう見直していただきたい。</p> <p>(2) 基幹管路に限られている国庫補助対象要件を拡充していただきたい。</p>	継続	<p>水道施設の耐震化が促進されるよう、基幹管路に限られている国庫補助対象要件を拡充すること及び平均料金等の採択基準について地方の実情を踏まえた基準となるよう見直すことについて、本年度も引き続き国に要望しました。</p>	生活環境部 (水環境保全課)